

# 第3期伯耆町地域福祉計画 (案)

平成30年3月  
伯耆町

## 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	2
3. 計画の位置付けと他の計画の関わり	3
(1) 位置づけ	3
(2) 他計画との関わり	4
4. 計画期間	5
5. 計画策定の方法と過程	5
第2章 伯耆町の概況と福祉各分野等の現状	6
第1節 伯耆町の概況	6
1. 人口・世帯数	6
第2節 主な社会的背景	7
1. 少子・高齢化の進展	7
2. 家庭機能の変化	8
3. 社会福祉の改革	8
第3節 児童福祉	8
1. 少子化の現状	8
2. 児童福祉サービス	9
3. 児童を取り巻く環境	10
第4節 障がい者福祉	10
1. 障がいのある人の現状	10
2. 障がい者に対する福祉サービス	11
第5節 高齢者の福祉	11
1. 高齢者福祉の現状	11
第6節 地域福祉活動の現状	12
1. 各地区自治会	12
2. 民生委員・児童委員	12
3. 保健委員・食生活改善推進員	13
4. ボランティア活動	13
5. NPO（特定非営利活動法人）	14

第3章 課題の把握	15
第1節 課題把握の方法	15
1. アンケート調査	15
(1) 調査の概要	15
(2) 主な調査結果	15
(3) アンケート結果から見たこと	29
2. 第2期計画からの課題	30
第2節 地域福祉の課題	31
1. 地域福祉の課題	31
第4章 計画の考え方と施策の体系及び取組	33
第1節 基本的な考え方	33
1. 計画策定における基本的な考え方	33
第2節 施策の体系	34
1. 保健・福祉サービスの充実	34
2. 地域活動、ボランティア等の支援	35
3. 支援を要する人の社会参加の促進	36
第3節 施策推進のための取組	36
1. 保健・福祉サービスの充実	36
(1) 各種サービスの整備	36
(2) サービスの周知	38
(3) サービス利用が困難な人への支援	40
(4) 適正なサービス管理	42
2. 地域活動・ボランティア等の支援	43
(1) 担い手の確保	43
(2) 運営に係る相談・調整・情報提供	44
(3) 近所で気軽にできる助け合いの推進	45
3. 支援を要する人の社会参加の促進	46
(1) 外出しやすい環境整備	46
(2) 支援を要する人への理解の促進	47
(3) 当事者間のつながりの支援	48
(4) 生活情報の提供	49
第4節 個別課題への対応	51
1. 高齢者の安否確認	51
2. 高齢者の閉じこもり対策	52
3. 介護予防対策	52

4. 認知症ケア対策の推進	53
5. 障がい者の自立支援と障がい者家庭への支援	54
6. 災害時に配慮を要する人への対策	56
7. 地域での子育て	57
8. 子ども等の安全確保	58
9. 権利擁護への対応	59
10. 地域保健に関すること	60
11. 生活困窮者への対応	61

第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進と役割分担	63
1. 推進のための役割分担	63
（1）住民の役割	63
（2）事業者の役割（保健、医療、福祉団体）	63
（3）行政の役割（社会福祉協議会と連携しながら）	63
（4）社会福祉協議会との連携について	64
2. 計画の推進と進行管理	64

## 第1章 計画の策定に当たって

### 第1節 計画の概要

#### 1. 計画策定の趣旨

今、地域には様々な福祉課題が山積しています。伯耆町をすべての町民にとって住みよい町にしていくためには、様々な地域の課題を行政だけではなく、広く関係者や町民が「協働」して解決していくこと、また地域を活性化し安全で安心して暮らしていける地域にすること、さらに一人ひとりの人権がしっかり保障されていくことが大切です。

そのための「道しるべ」になるのが、この地域福祉計画だと考えてよいと思います。

「地域福祉」とは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスとは異なり、自分たちが住んでいる「地域」に着目した福祉のことを言います。

これまで福祉サービスというと、特定の人のためのものと思われがちでした。しかし、誰でも病気になったり、介護が必要になったり、子育てで悩んだりするなど、日頃の生活の中で、手助けが必要になる時があります。

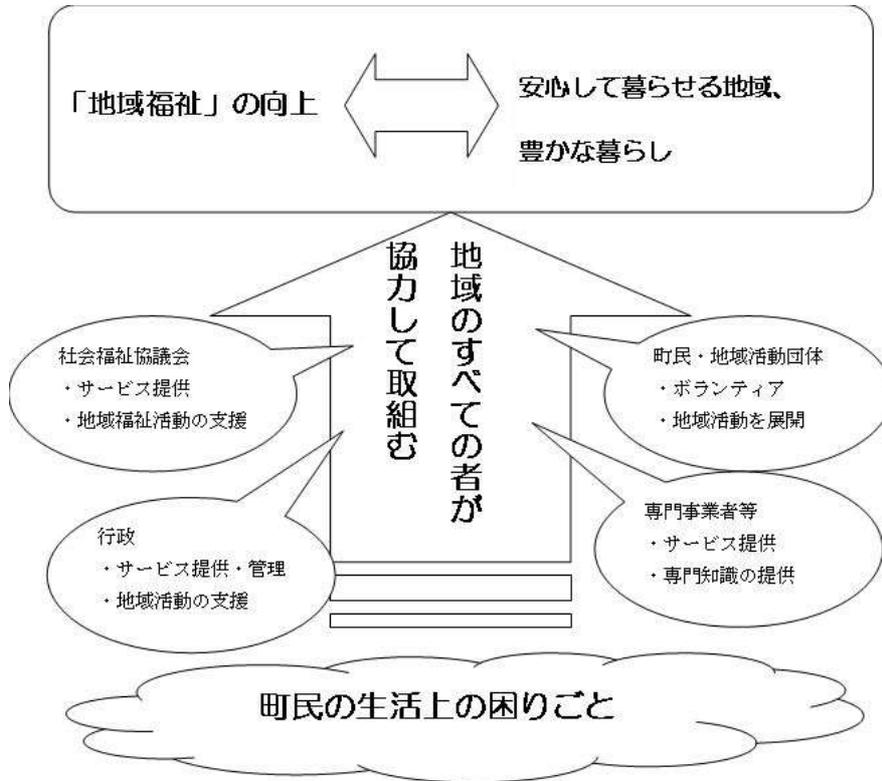
また、子どもの安全確保や災害発生時の高齢者、障がい者の避難などの問題は、行政だけで、すべての対象者に対応することは困難であり、町民、地域団体、ボランティア組織、事業所など地域にかかわるすべての者が協力して進めていく必要があります。

社会福祉法第4条では、地域福祉の推進として「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」としています。

この精神に基づき、伯耆町を、住民にとって本当に暮らしやすいまちにしていくために、平成18年度を始期とする第1次伯耆町総合計画と整合を取りながら、今日の社会福祉の時流を踏まえて、住民の方の意見を反映させながら平成19年3月に第1期伯耆町福祉計画を策定し、その4年後には平成24年度を始期とする第2期計画を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

第2期計画策定後5年が経過し、人口減少社会・少子高齢化の進展等の社会構造の変化や介護保険制度の見直し・生活困窮者自立支援制度の創設等の社会福祉制度が大きく変化したこと、平成28年度を始期とする第2次伯耆町総合計画が平成28年度に策定されたことなどから、平成29年度を始期とする第3期伯耆町地域福祉計画を策定するものです。

## <「地域福祉」のイメージ>



## 2. 計画策定の背景

わが国では、少子高齢化が急速に進展し、独居高齢者や高齢者のみ世帯の増加などの世帯の小規模化、個人の価値観の多様化などを背景として、地域の連帯感が希薄になり、家族や近隣同士のつきあいや助け合いが少なくなってきました。このため、高齢者や障がい者等の生活上の支援を要する人々は、一層厳しい状況におかれ、高齢者などの孤立死、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待の増加、貧困の拡大等複雑多様化した生活上の諸課題が現れてきました。

しかし、一方でボランティア、NPO（特定非営利活動団体）活動が注目されはじめると、新たなコミュニティ形成を図る動きが顕著となり、これらの新しい考え方も入れながら、変化する社会に適したつながりづくりも活発化しています。

国では、このような社会の変化に対応し、誰もが安心して暮らせる社会をつくるために「社会福祉の基礎構造改革」と呼ばれる福祉制度の改革が進められており、その中で改正された社会福祉法において、今後の福祉制度の基本的な考え方の一つとして「地域福祉」が位置づけられました。

伯耆町でも少子高齢化や社会構造の変化による生活不安やストレスの増大などから、さまざまな生活課題や問題を抱えた家庭が増えている状況は同様であり、行政と地域が協力して地域福祉を進めていくことが大切となっています。

国は平成20年3月に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告書を取

りまとめ、公的サービスだけでは対応できない生活課題について、地域住民が主体的に関わり、支えあう「新たな支えあい」（共助）の強化など住民と行政の協働で推進する必要性を示しました。

また、平成 19 年 8 月には厚生労働省通知「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」において、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むことが示され、要援護者支援方策を踏まえた地域福祉計画の策定が求められました。

さらに、平成 22 年 8 月の厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」によって、高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に有効な計画内容となっていることが求められました。平成 26 年 3 月にも厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」が出され、生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項、及び生活困窮者の把握等に関する事項、自立支援に関する事項について市町村地域福祉計画に盛り込むことが求められました。

伯耆町では、平成 28 年度に第 2 次伯耆町総合計画（H28～H32）を策定し、これまで以上に住民と行政が一体となった協働のまちづくりの展開によって「森と光が織りなすうるおいのまち」を、まちの将来像としたまちづくりに向けた諸施策を展開することとしています。

### 3. 計画の位置づけと他の計画との関わり

#### （1）位置づけ

本計画は、第 2 次伯耆町総合計画に基づく地域福祉に関する事項を具体化するための計画として策定しており、※社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条で定められている事項とその他福祉の向上に関する施策を定める総合的な基本計画です。

## ※参考 社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## （2）他計画との関わり

本計画は、伯耆町の最上位計画である総合計画の一部や各個別分野別計画を包含しますが、個別分野別でのサービス整備については、原則的にはそれぞれの計画に委ね、それらを横断して取り組むことが必要な施策や、地域住民と連携して課題に取り組むための必要な方策等について定めています。

また、本計画は、行政の取組を示したものであり、同じ福祉サービスや地域福祉活動について、社会福祉協議会を中心にして住民や民間団体等の行動計画として策定する「地域福祉活動計画」とは位置づけが異なります。

しかし、地域福祉を推進していくためには行政と地域が協力して進めていくことが不可欠であることから、相互に連携を図っていくこととします。

## ＜計画の位置づけのイメージ＞

第2次伯耆町総合計画（平成28年度～32年度）

まちの将来像に住む人にも訪れる人にも魅力あるまち

＜まちづくりの基本方針＞

- 住みよさを感じるまち
- 地域産業を育むまち
- “子どもの元気”と豊かな心が育つまち
- 健康で安心して暮らしせるまち
- 住民と行政による協働のまち

主要施策

- ・地域包括ケアシステムの構築
- ・安心して産み育てられる環境の整備
- ・安心して生活できる環境づくり
- ・ボランティア育成
- ・元気に暮らせる心と体の健康づくり



## 4. 計画期間

本計画は、平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）までの5か年を計画期間とし、第3年次の平成31年度に進捗状況や国の動向、社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行います。

## 5. 計画策定の主眼と過程

第3期計画の策定にあたっては、第2期計画の進捗状況を検証し、第2期計画策定時に実施した住民アンケート調査結果に配慮しつつ、また、第2期計画策定後に現れた福祉課題への取組方策を盛り込みながら、庁内関係部局の意見を求めた上で素案の作成を行いました。

その後、地域福祉に関係の深い方、また関係行政機関などによる「伯耆町地域福祉計画等策定委員会」で協議し、住民意見（パブリックコメント）を求めて、この計画原案を町長に具申し、承認を得て公表したものです。

## 第2章 伯耆町の概況と福祉各分野等の現状

### 第1節 伯耆町の概況

#### 1. 人口・世帯数

本町の平成27年国勢調査による人口は11,118人で平成2年の12,630人に対して、12%減少しており、平成7年をピークに減少しています。

この間の年齢階層別の内訳を見てみると、15歳未満の年少人口割合が17%から11%に減少し、一方で65歳以上の高齢者の割合は19%から36%に増加しています。また、15歳から64歳までの生産年齢人口は7,862人から5,805人へと約26%の減少をみています。

総世帯数と平均世帯人員については、平成2年の3.85人から平成27年には3.08人へと減少しており、小家族化が進行しています。伯耆町の場合、年齢階層別の人口動態から考え合わせると核家族化と併せて高齢者のみの世帯の増加も表しているといえます。

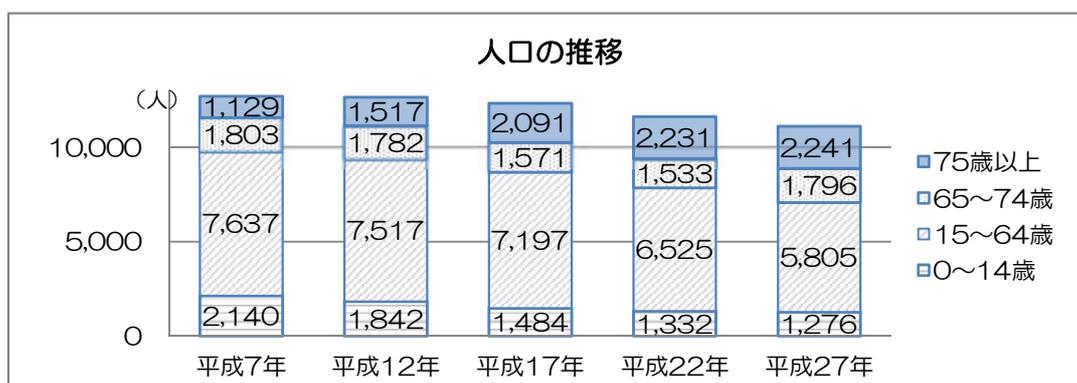
国立社会保障・人口問題研究所の伯耆町の将来人口推計によると、今後さらに人口は減少し、特に高齢化率の増加と生産年齢人口の減少化が益々加速するとしています。

人口の推移

(単位：人)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口(A)	12,709	12,663	12,343	11,621	11,118
0～14歳(B)	2,140	1,842	1,484	1,332	1,276
15～64歳	7,637	7,517	7,197	6,525	5,805
65歳以上(C)	2,932	3,304	3,662	3,764	4,037
65～74歳	1,803	1,782	1,571	1,533	1,796
75歳以上	1,129	1,522	2,091	2,231	2,241
年少人口率(B/A)	17%	15%	12%	12%	12%
高齢化率(C/A)	23%	26%	30%	32%	36%

人口の推移 グラフ (資料：国勢調査)



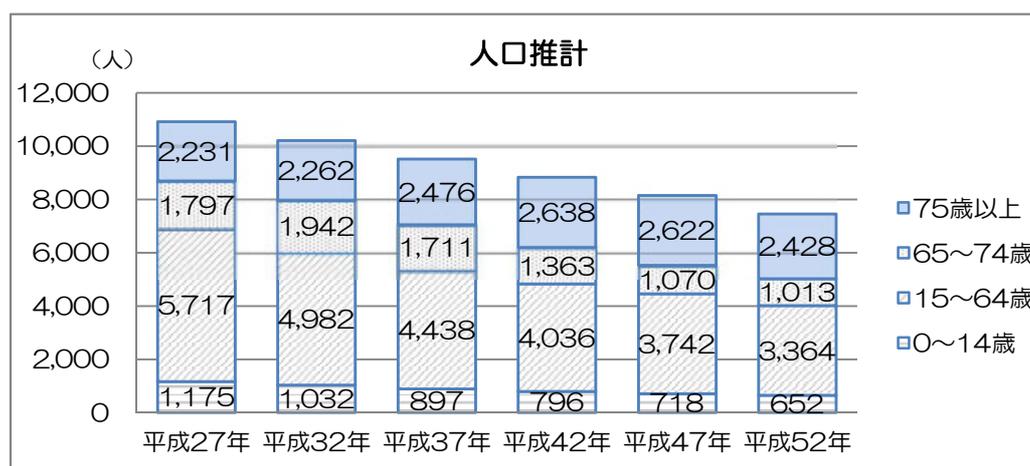
## 総世帯数と平均世帯人員

(単位：世帯・人)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	3,400	3,596	3,652	3,610	3,604
平均世帯人員	3.74	3.52	3.38	3.22	3.08

資料 国勢調査

## 将来人口推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所の人口推計

## 第2節 主な社会的背景

### 1. 少子・高齢化の進展

人の寿命が延び高齢化が進む一方、出生率は低下の一途をたどり、日本の少子高齢化の様相はいよいよ深刻さを増してきています。

日本の将来推計人口（平成29年推計）報告書（国立社会保障・人口問題研究所）の人口推計によると出生数は、平成27年は101万人で、平成77年には、56万人にまで減少すると見込んでおり、今後も少子化の進行がより一層加速すると見通しをつけています。

少子化の要因としては、結婚に関する意識の変化、仕事と子育てを両立することへの負担感の増大、子育てに対する不安の増大などを背景にした晩婚化や未婚率の上昇にあると考えられています。また、子育ての経済的・精神的・肉体的な負担からも出生数の減少が考えられています。

一方、65歳以上の人口は、平成27年に3,387万人（総人口比約26.6%）で、平成77年には、3,381万人（総人口比約38.4%）に増大すると予測されています。とりわけ75歳以上の人口が増大すると見られています。

このような少子・高齢化の進行は、勤労者人口減少を意味し、その結果、経済と地域の活力を失うとともに、医療、年金等の社会保障分野において、現役世代の負担を増大させることとなります。

## 2. 家庭機能の変化

社会情勢が大きく変化する中、家庭の形態や役割も変化してきました。

少子・高齢化、核家族化の急速な進展、バブル経済崩壊後の景気低迷等による社会環境の変化が、人々の生活環境や生活スタイルを大きく変え、家庭の形態や機能にも影響を及ぼしています。

かつて家庭内に潜在していた老親介護（看護）、児童虐待、配偶者からの肉体的・精神的・性的な暴力（DV：ドメスティックバイオレンス）など様々な問題が顕在化し、社会全体で考え、解決していくことが必要となっています。

また、離婚・非婚などの増加、夫婦・親子間で家庭に求めるものがまちまちになっていくことなどから、家庭内での乳幼児や老人の世話をする保護的機能が弱まってきています。家庭の形態の変化や、機能の弱体化とともに、地域社会での人間関係の希薄化も進み、地域での問題解決能力も低下していることが「社会的」な支援を必要とする背景にもなっています。

## 3. 社会福祉の改革

これまでの社会福祉制度は、行政主導で措置の対象者及び内容を定義し、保護・救済を行う仕組みが制度化されていました。

しかし、生活水準の向上、少子・高齢化の進展、家庭機能の変化や社会環境の変化に伴い、限られた者に対する保護・救済から、児童の育成、高齢者の介護等個人が自立した生活を営むうえで生じる問題に対して、個々人のニーズに応じた支援を行うことが求められるようになりました。

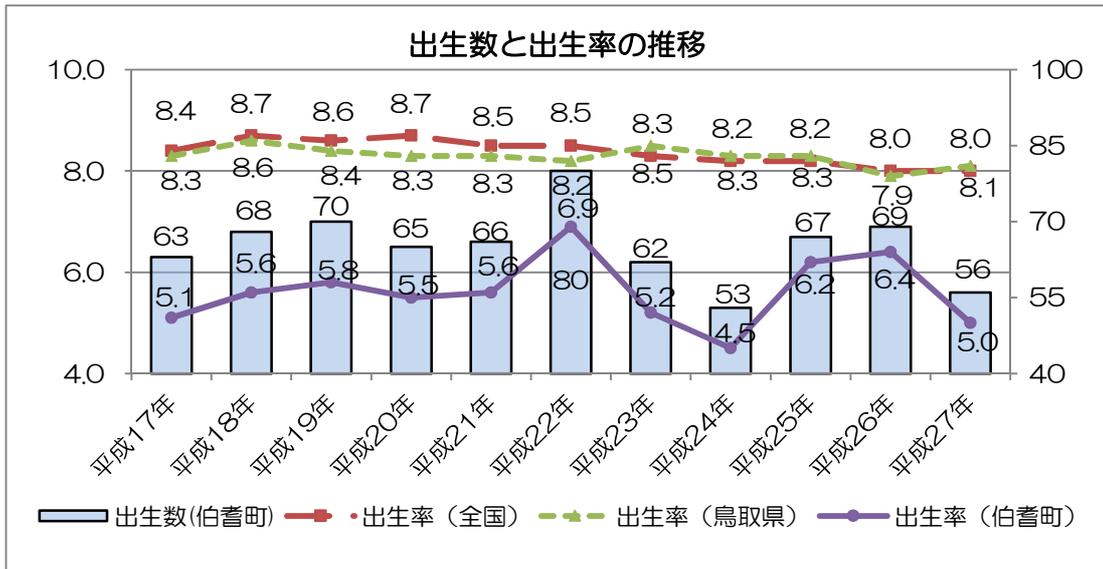
こうした変化を踏まえ、利用者とサービス実施者が対等な関係に立って、福祉サービスを自ら選択できる仕組みを基本とする利用者本位のきめ細かい社会福祉制度が求められるようになりました。

### 第3節 児童福祉

#### 1. 少子化の現状

平成 27 年のわが国の合計特殊出生率<sup>\*</sup>は 1.45 で、鳥取県では 1.65、本町においては 1.46 であり、全国と同じ水準ではあるが、鳥取県よりは下回っており、依然として少子化の傾向にあります。

このように少子化の進行により、伯耆町でも 15 歳未満の人口は減少し、平成 17 年時点の人口と比較すると、当時人口 12,343 人に対し 15 歳未満人口は 1,484 人（12%）、平成 27 年では人口 11,118 人に対し 15 歳未満人口は 1,276 人（12%）、となり、この 10 年間でも少子化が引き続き進んでいるのが現状です。



※出生率：人口1,000人あたりの出生数



※合計特殊出生率：人口統計上の指標の一つで、一人の女性が一生に産む子供の数

## 2. 児童福祉サービス

児童福祉サービスの内、本町の保育所の状況については、現在6保育所（内小規模保育所1施設）で保育を行っています。このほか、就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、休日保育（保育所入所児対象 1 か所）、延長保育（6保育所）、病児・病後児保育（委託実施3施設）を行っています。特に平成29年度からは、小規模保育所を1か所新設し0歳から2歳までの受け入れを行うとともに、病児・病後児保育の委託施設も1施設を追加しました。

子育て支援センターでは、子育て中の保護者の育児不安等についての相談助言や育児サークルへの支援等を行っています。また、保護者の育児の負担を軽減するため、一時

保育（未就園児対象、2か所）を実施しています。

放課後児童クラブは、保護者が働いているためなどの理由により学校から帰っても家庭に誰もいない小学生（平成 27 年度から 6 年生まで）を対象に岸本小学校、八郷小学校、溝口小学校で実施しています。平成 29 年度からは、民間団体への補助事業により二部小学校でも実施されています。

障がい児保育については、すべての保育所で加配保育士を配置することによって対応できるようにしています。

また、障害児在宅サービスについては、社会福祉法人等により行われています。

### 3. 児童を取り巻く環境

子どもにとって、生活の基盤になるのは家庭とそれを取り巻く地域です。

家庭においては、核家族化の進展に伴い、育児をする保護者が「子育て相談をする人がいない」「子育てばかりで気分転換が図れない」などの理由から育児不安、負担を感じるケースも増えています。

また、子どもたちも、異年齢の子どもやお年寄りなど親以外の世代の人との関わりが少なくなってきました。

## 第4節 障がい者福祉

### 1. 障がいのある人の現状

障害者手帳を持つ人の状況は次表のとおりです。

平成 27 年度末で障害者手帳（身体、療育、精神保健）を持つ人は町内で 928 人となり、人口比約 8.3%を占めています。

精神疾患を有する人の数は、正確な数は把握できていませんが、精神疾患を事由とする外来治療に係る公費負担制度を利用している人（登録者数）は、平成 27 年度末で 190 人となっています。

障がいのある人・障がいのある子どもの状況は、障がいの重複化や多様化など傾向が変わりつつあります。さらには、社会情勢の変化や価値観の多様化、障がいのある人とその家族の高齢化が進むとともに、人間関係の希薄化や核家族化をはじめとする家族形態の変化により介助、支援機能が低下しています。

障害者手帳所持者数

（単位：人）

区 分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
身体障害者手帳	659	659	663	684	719	712
療育手帳	79	80	81	86	87	91
精神障害者保健福祉手帳	70	89	96	90	112	125
計	808	828	840	881	918	928

各年度3月31日現在

自立支援医療（精神通院）対象者数

（単位：人）

区 分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
対象者数	217	183	163	171	170	190

各年度3月31日現在

## 2. 障がい者に対する福祉サービス

障がい者の福祉サービスは平成 15 年度から施行された「支援費制度」によって、従来の「措置制度」から大きく転換されました。支援費制度では、障がい者の自己決定に基づき、障がい者が事業者と対等な立場でサービスの利用契約を行う制度へと変わり成果をもたらしました。

しかし、一方でサービス水準に地域間格差が生じていたり、利用者の急増で将来の財政負担に不安が生じたりするなどの課題や問題が生じてきていました。

これらの課題を解消するため、平成 18 年度から障がいの種類に限らず共通のサービスが受けられ、障がいのある人の自立と社会参加を支援するよう「障害者自立支援法」が施行されました。

平成 25 年度からは「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（平成 24 年6月）の公布を受け、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されました。

## 第5節 高齢者福祉

### 1. 高齢者福祉の現状

本町の 65 歳以上の人口は平成 27 年に 4,037 人で高齢化率は 36%となっています。このうち 75 歳以上の方は 2,241 人と人口比で約 20%にも達しています。

高齢者に対する福祉施策は、今後、高齢化が一層進行するとともに、要介護（要支援）認定者も増加することが予測されることから、総合的な対策が求められています。

このため、高齢者が元気でいきいきとした生活を続けるために、高齢者自身が生きがいをもち続け、健康づくりや介護予防を心がけていくことが重要になるとともに、多様化する高齢者の生活様式、考え方や価値観に基づくさまざまなニーズに対応していくことが求められています。

また、独居高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者も増加しており、住み慣れた地域で安心して生涯を過ごせるような環境の整備や社会システムの構築を図ることが、これまで以上に重要な課題となっています。

なお、個別分野別計画として「高齢者福祉計画」についても本計画と整合性を図りながら見直しに取り組んでおり、この計画に基づき事業を展開していく予定です。

また、南部箕蚊屋広域連合において事業を行っている介護保険については、当連合において平成 26 年度に策定された介護保険事業計画により事業を実施していくこととしています。

#### 要介護認定者数

(単位：人)

年 齢	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
40～64 歳	25	27	24	18	18	17
65 歳以上	730	760	751	787	818	802
計	755	787	775	805	836	819

各年度 3 月 31 日現在

#### 要介護度別認定者数

(単位：人)

要介護度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
要支援	157	147	167	188	204	181
要介護 1	113	135	145	144	133	141
要介護 2	166	174	151	167	166	162
要介護 3	104	113	109	117	126	120
要介護 4	110	114	106	93	113	116
要介護 5	105	104	97	96	94	99

各年度 3 月 31 日現在

## 第6節 地域福祉活動の現状

### 1. 各地区自治会

現在、地方にできることは地方にという流れの中で、保健・福祉サービスも町民の生活により身近な範囲で提供される方向で進んでいます。

そうした中で、誰でも自由に参加しながら身近な地域で課題を解決する自治会の役割は大きなものがあります。とりわけ、地域福祉という視点で考えたときに、近隣での助け合いは、最も基本となるものといえます。

また、最近、共同体意識形成が可能な一定の地域の自治会が連携するなど、他の団体との連携により、より大きな視野に立ったまちづくりを目指す事例も見られます。

地域福祉活動についても、そこに住む住民自らが地域の課題を出し合い、地域の特性を活かしながら解決に向けた取組を行うことが、地域福祉の主体としての役割を担うことにもなります。

### 2. 民生委員・児童委員

本町では、民生委員法、児童福祉法にもとづく民生児童委員が 40 名配置されています。

民生児童委員は、特に社会福祉関係の資格は必要とされていませんが、社会福祉の推進に熱意のある民間奉仕者として、それぞれ担当する区域において地域住民の生活実態や諸問題の把握、あるいは解決のための訪問活動、心配ごとや悩みごとを持つ町民に対しての相談・助言、町民への社会福祉制度やサービスの情報提供などを行っています。

民生児童委員は、地域住民と福祉関係機関などとのパイプ役的存在として重要な役割を果たしてきていますが、町民の福祉ニーズを各種制度、組織、あるいは人材につなげるという個別的な対応と、地域住民との組織化活動の担い手として両面の役割を担っています。

また、本町では民生児童委員の中で、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が2人（岸本地域に1人、溝口地域に1人）配置され、民生児童委員と一体となった地域活動を展開しています。

#### 分野別相談・支援件数（件）

相談の分野	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
高齢者に関すること	446	577	577	585	388	382
障がい者に関すること	64	52	13	29	12	10
子どもに関すること	299	281	224	216	194	229
その他	220	125	131	98	89	89
計	1,029	1,035	945	928	683	710

延活動日数	4,076	4,690	4,974	4,741	4,536	4,539
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

### 3. 保健委員・食生活改善推進員

本町においては、健康づくり事業の円滑な実施と地域住民の健康づくりの推進を図るため、「保健委員」として全集落150名を超える方をお願いしています。保健委員は、町が行う健康相談などへの協力や健康診査の受診勧奨などに努めていただいています。

また、食生活から健康づくりを推進するため、「食生活改善推進員」による普及活動も行われています。

#### 【保健委員の主な仕事】

- ・健康づくり、予防活動のための知識を学習し普及啓発
- ・町の行う各種検診等への協力
- ・集落においての健康づくり、環境衛生づくりなどの活動

#### 【食生活改善推進員】

- ・料理を通じて「食生活」の大切さを伝える活動
- ・イベントなどに協力して、地域福祉の推進に取り組んでいます。

### 4. ボランティア活動

ボランティアとは、「自発的な意思に基づいて社会活動をする人」であり、本町においても、様々な分野で行われています。近年、福祉の分野でも積極的にボランティアに加わる人が増えています。

最近の特徴的なものとして、学校支援ボランティアがあります。これは、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てることを目的に、地域の人に教育活動の支援や登下校時の安全確保などの支援をボランティアで行ってもらうものです。平成21年度に事業を開始し、平成27年末現在の登録者数は、個人450名となっています。

また、障がい者支援ボランティア（ざっそうの会）があります。雑草のように地域に根をはって病気や障がいのある人を支えていくことを目的に研修会や啓発活動が行われています。現在の登録者数は、60名となっています。

このように、行政だけでは対応が困難な事業の展開などにおいて、ボランティアが大きな力となってきています。

また、町社会福祉協議会は、ボランティア活動組織のまとめ役として活動を広げています。平成23年4月1日に新たに福祉ボランティアに特化したボランティアセンターを立ち上げ、平成27年度末現在の登録者数は28名となっています。

ほかにも赤十字奉仕団が組織されており、災害時の救護活動、各種街頭募金活動など地域における社会福祉の推進のために活動をしています。

◇赤十字奉仕団

岸本 団員数 31名

溝口 団員数 20名

## 5. NPO（特定非営利活動法人）

平成10年10月、特定非営利活動促進法（NPO法）の施行により、ボランティア団体や市民活動団体も法人格を取得できるようになり、伯耆町内でも、まだ少数ですが法人格を取得して活動を始める団体が出現してきました。

今後も認証件数の増加が見込まれ、きめ細かく柔軟な対応が可能であるため、公的なサービスでは対応しきれないところの支援の担い手となるなど、その役割の重要性が増しています。

### 第3章 課題の把握

#### 第1節 課題把握の方法

第1期計画及び第2期計画の策定にあたっては、町民の保健や福祉に対する意識を把握するため、町内在住の20歳以上の方を対象に町民アンケートを実施しました。

第2期計画策定時に町民アンケートの集計を行うとともに、第1期計画策定時の町民アンケートとの違いに着目した集計を行いました。第1期計画時と第2期計画時の集計結果がほぼ同じ傾向にあることが分かりました。

第3期計画の策定にあたっては、改めて町民アンケートを実施せず、第2期計画策定における調査結果を引き続き使用しました。

#### 1. アンケート調査

##### (1) 調査の概要

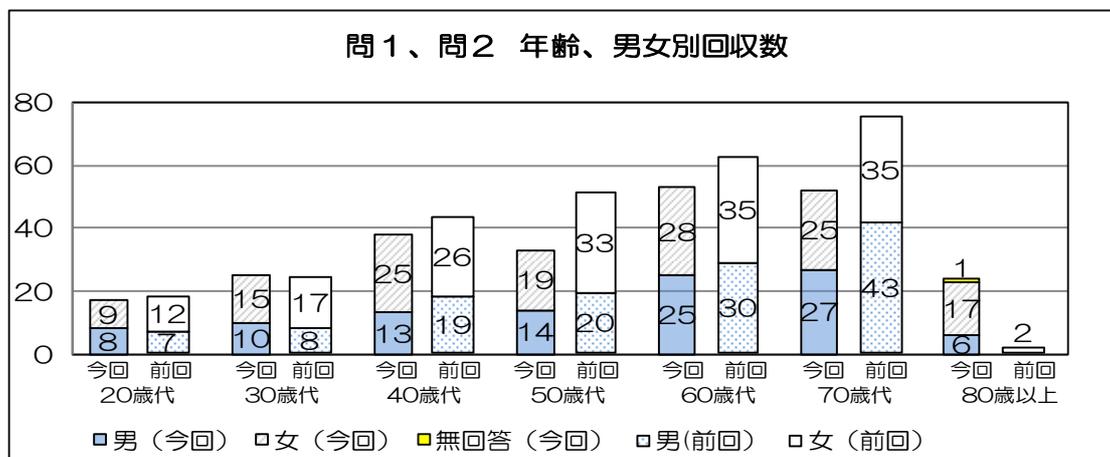
- ①調査の対象 調査対象は、伯耆町在住の20歳以上の方を対象に、性別、年代、居住地区別を基軸にして無作為に600名の方を抽出しました。
- ②調査の時期 平成23年7月8日～平成23年7月22日
- ③調査の方法 記入式の調査票方式で郵送により配布し、郵送による回収
- ④調査数及び回収の状況

今回	配布数	600	回収数	242 (男:103 女:138 無回答:1)
	回収率	40.3%	(男:34.3% 女:46.0%)	
前回	配布数	600	回収数	287 (男:127 女:160)
	回収率	47.8%	(男:42.3% 女:53.3%)	

##### (2) 主な調査結果

##### ①回答者について

性別、各年齢層の回収状況

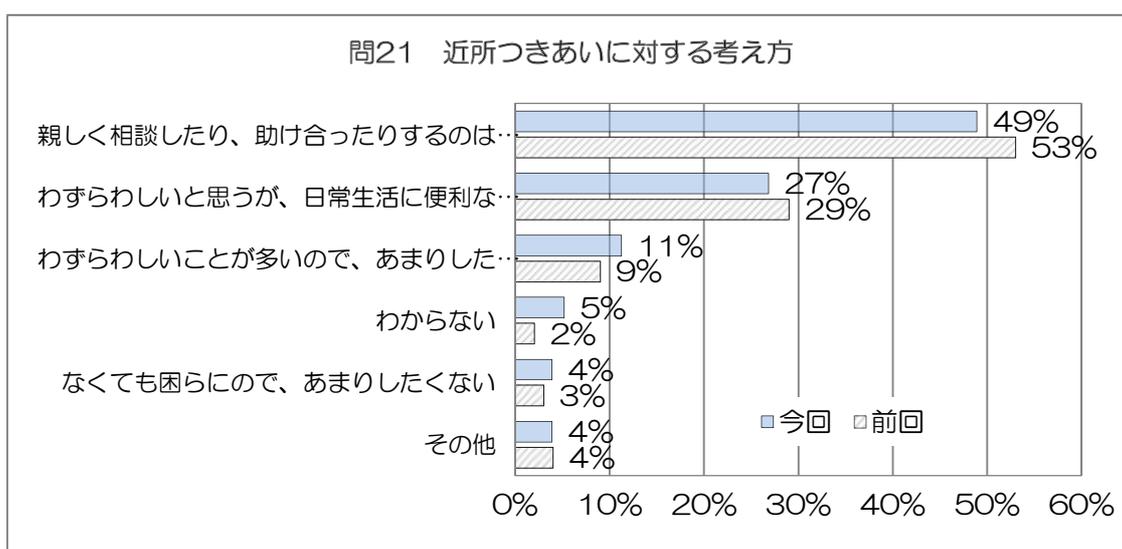


男女別では、男性の回収率は 34.3%に対して、女性は 46.0%で、女性の方の回収率が高くなっています。また、年代別の回収割合は、60 歳代が最も高く、概ね年代が上がっていくにつれて多くなっています。

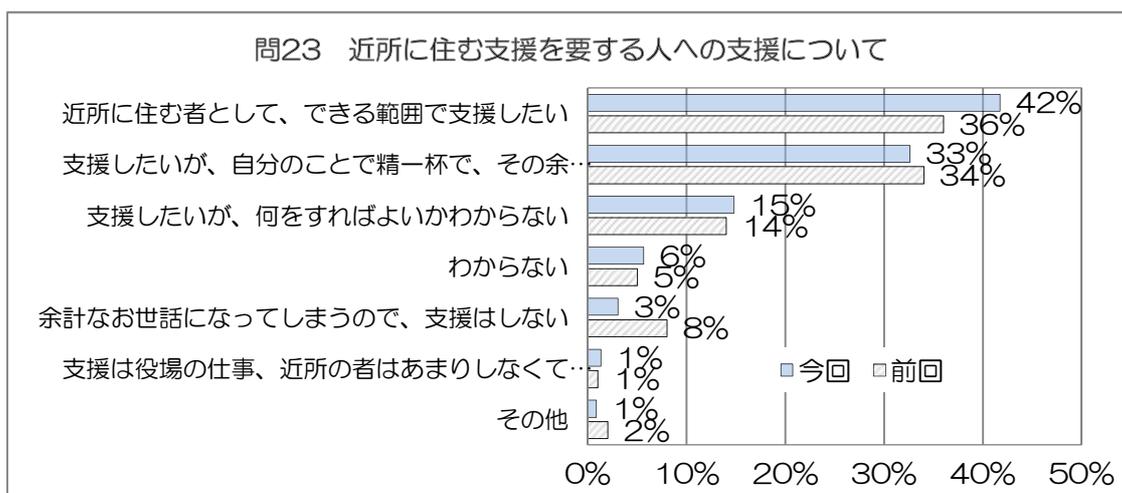
男性に比べて、女性の方が、また若い世代に比べて、高齢の世代の方の回収率が高く、関心の高さがうかがえます。福祉という課題に対して、年を重ねるごとに自分の問題としてとらえるようになる、それが回収率に現れています。

## ②地域生活についての質問

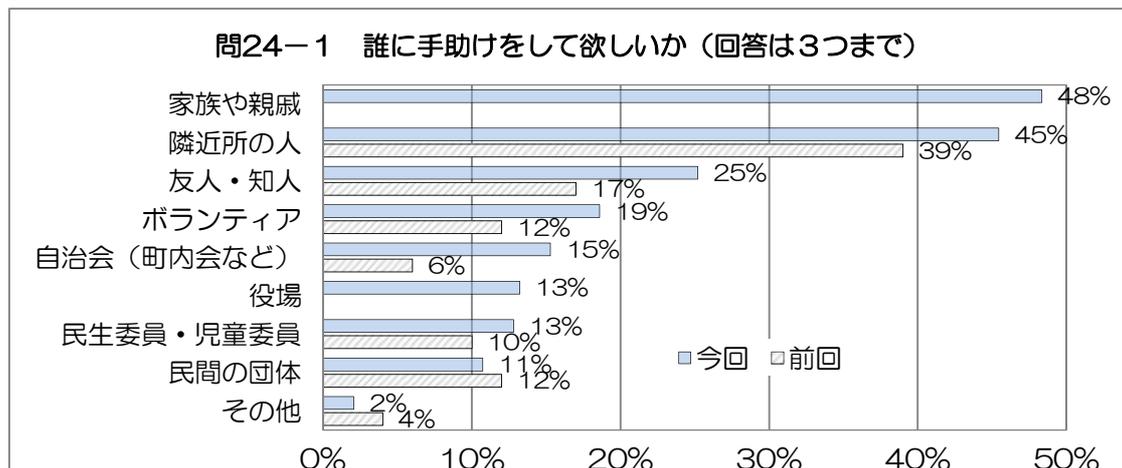
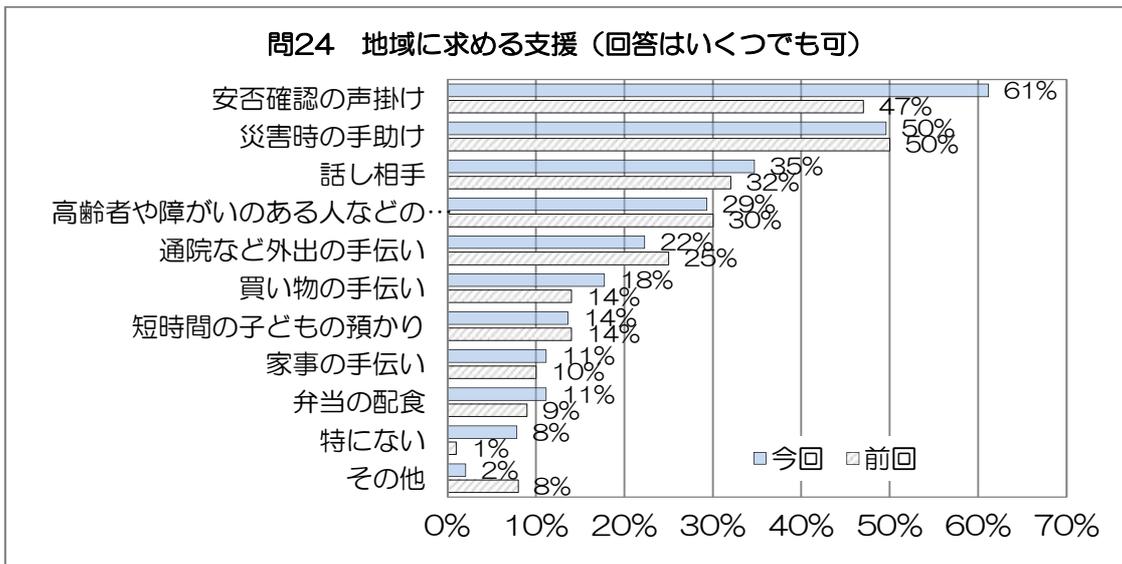
### 近所つきあいについての考え方



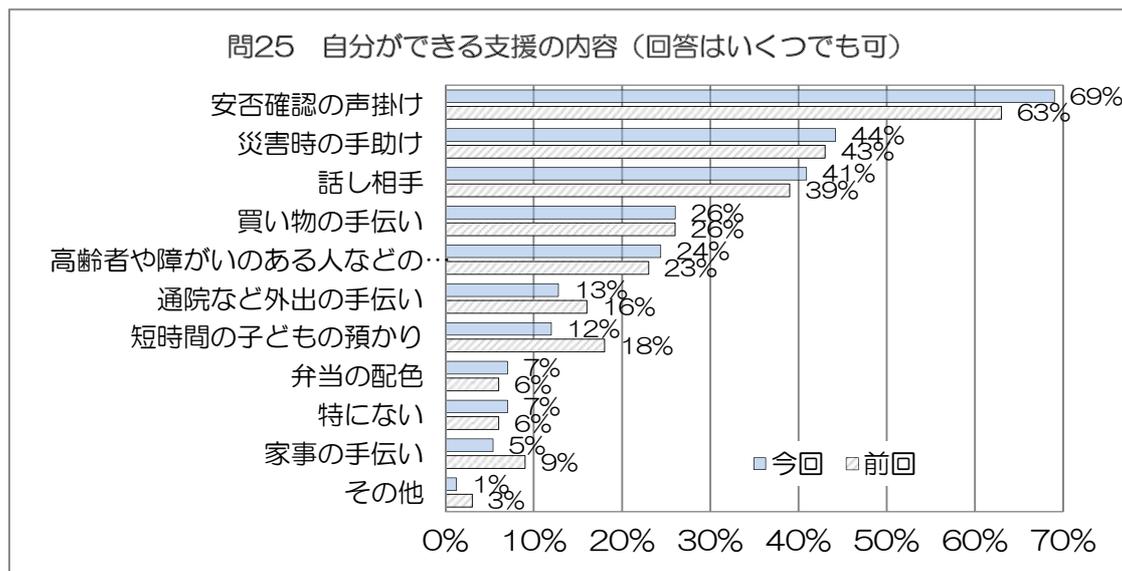
近所に住む「ひとり暮らし高齢者」「寝たきり高齢者や障がいのある人がいる家族」「子育て中の家族」などへの支援についての考え方



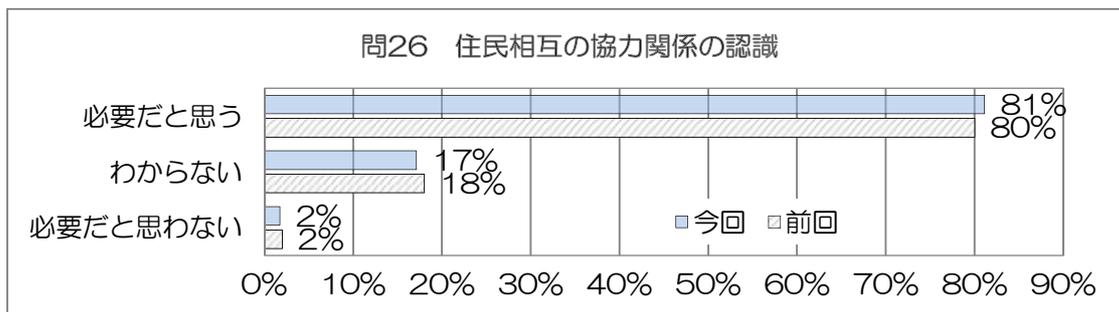
自分が要支援者となったときに、地域へ求める支援の内容と求める相手



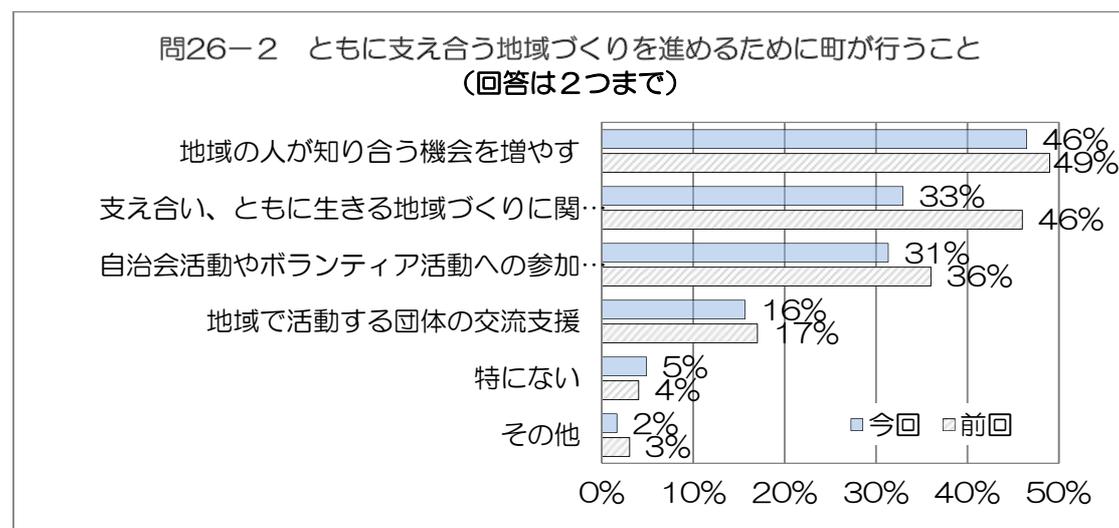
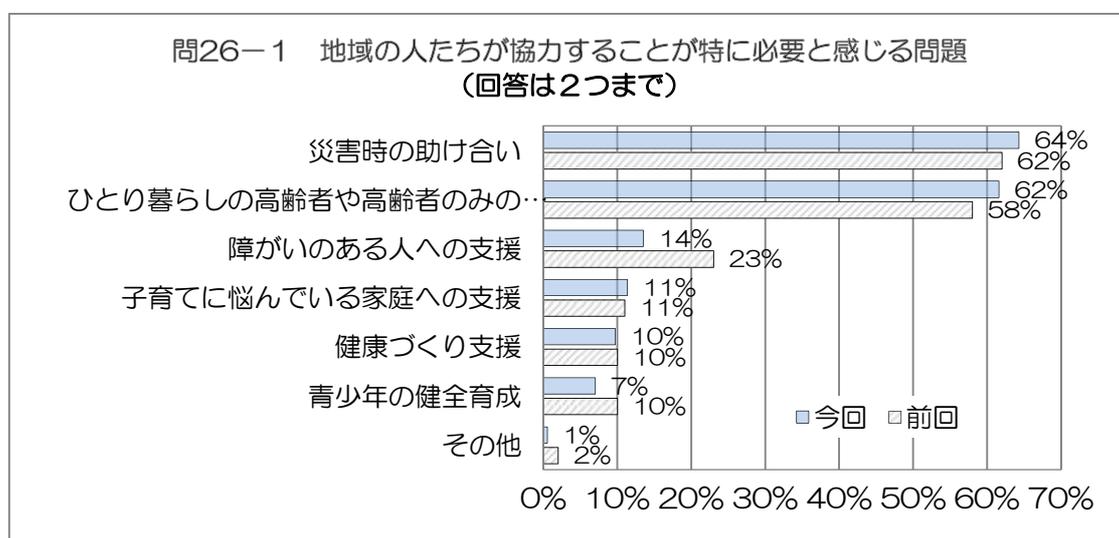
自分ができる支援の内容



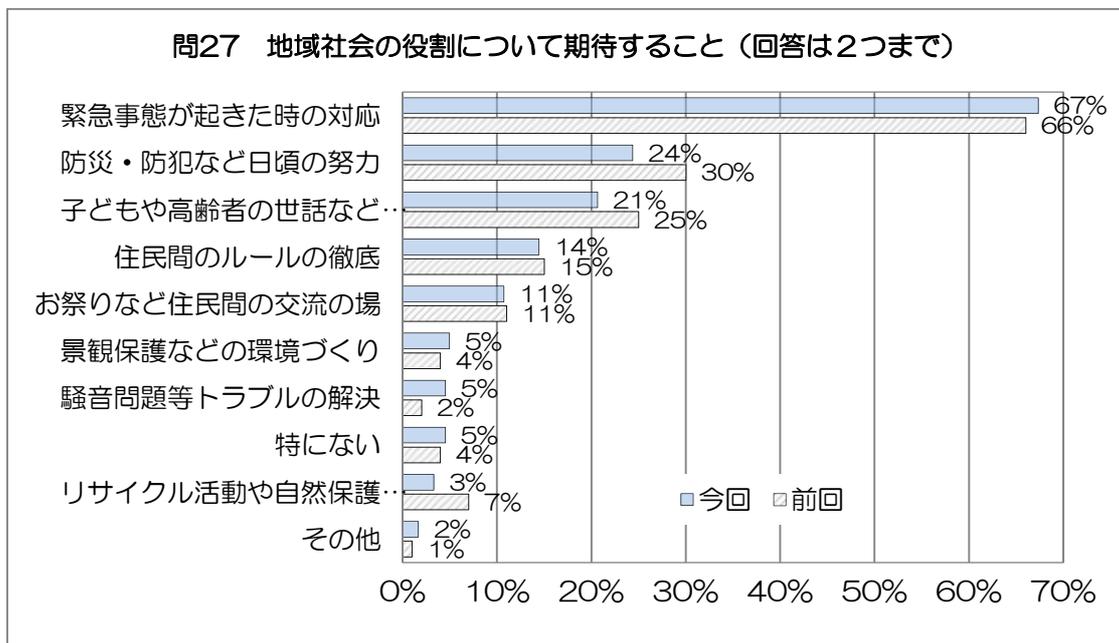
地域社会での課題に対して住民相互の協力関係への認識



地域社会での問題で、住民相互の自主的な協力関係の必要性の認識と必要と答えた者の必要だと思う内容、及び行政が取り組むべき支援の内容について



## 地域社会への役割と期待の内容



### ○地域生活についての調査結果のまとめ

地域福祉計画等見直し作業部会では、昔と比べ近所づきあいが希薄になってきているという意見がありました。しかし、アンケート結果からの近所付き合いに対する住民の意識は、多くの方が、その必要性を認めています。その上で、近所の支援を要する人に対しては、できる範囲で助けたいという人も相当数ありますが、支援する意思はあるが自分のことで精一杯であるなど、何をすればよいのかわからないという方も多くあります。

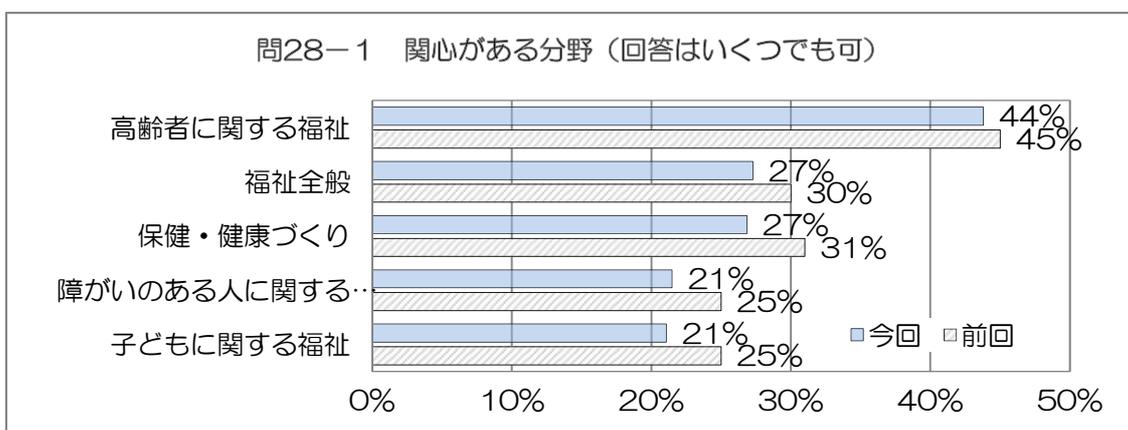
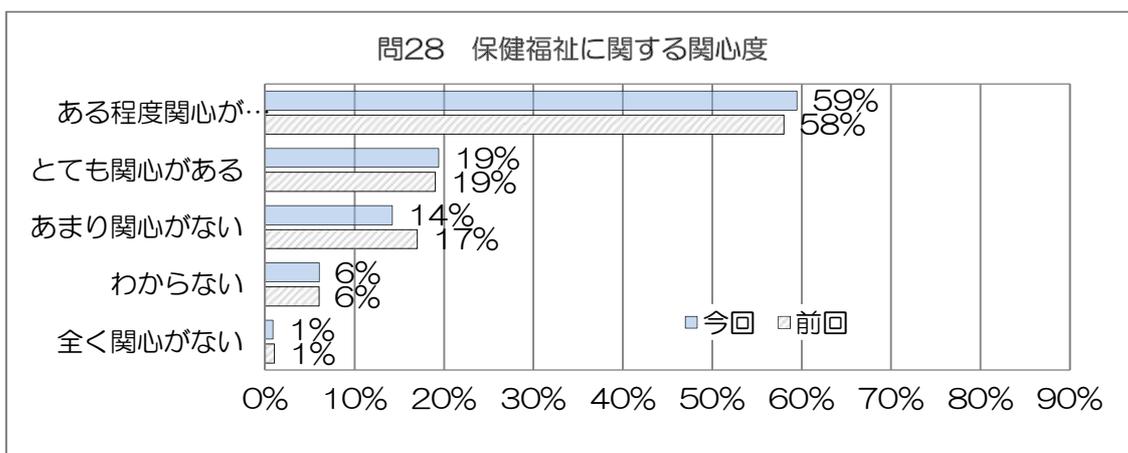
自分が、要支援者になったときに求める支援については、安否確認や災害時の支援を求める方が多くなっています。また、それを求める相手として、約半数の方が家族や親せき、隣近所の人という回答をしています。自分ができる支援として同じように安否確認や災害時の手助けという回答が多くなっています。

地域で起こる問題に対する住民相互の自主的な協力関係の必要性については、大部分の人がその必要性を認め、特にひとり暮らしの高齢者などの要支援者への支援をあげています。

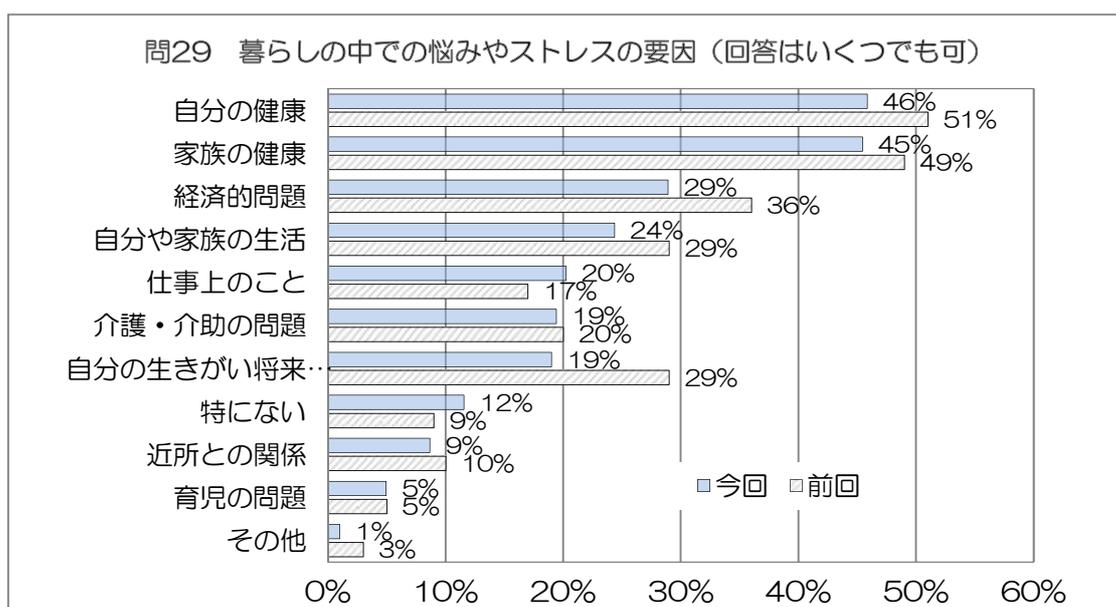
共に支えあう町づくりという視点については、地域の人が知り合う機会を増やす、また意識啓発、自治会活動などへの参加の促進の方策を求める意見が多く、地域社会の役割については、緊急事態への対応、防災、防犯など日頃の努力活動への期待が多くを占めています。

### ③「保健」「福祉」に対する意識や活動についての質問

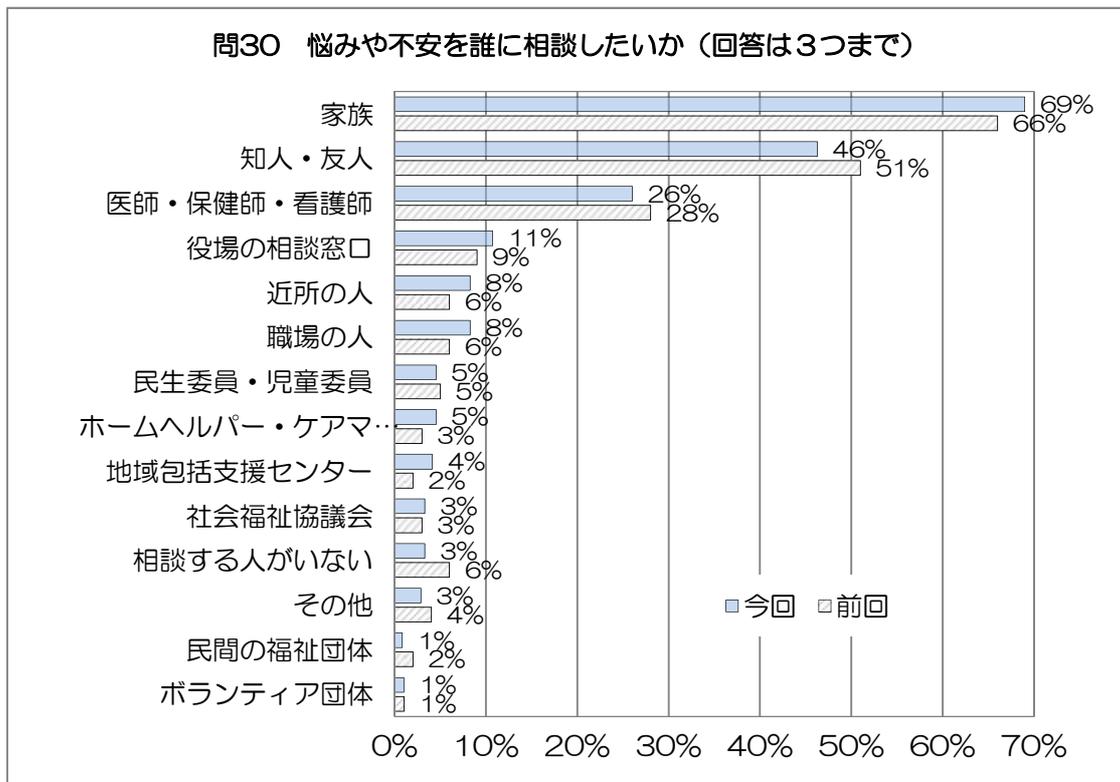
「保健」「福祉」に対する関心度と関心のある分野



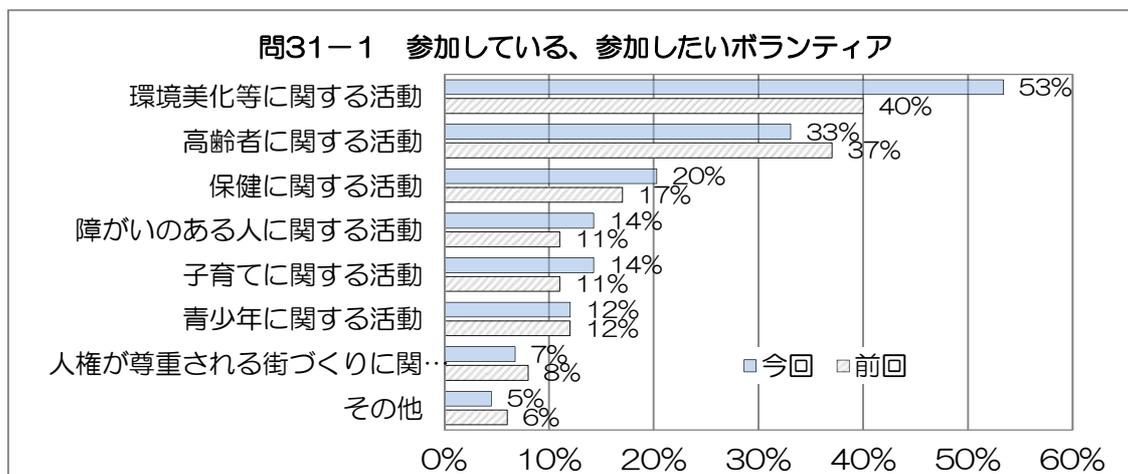
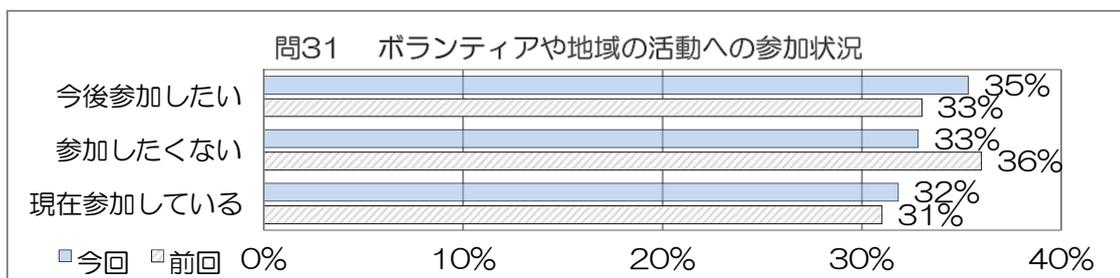
暮らしの中での悩みや不安、ストレスの内容について



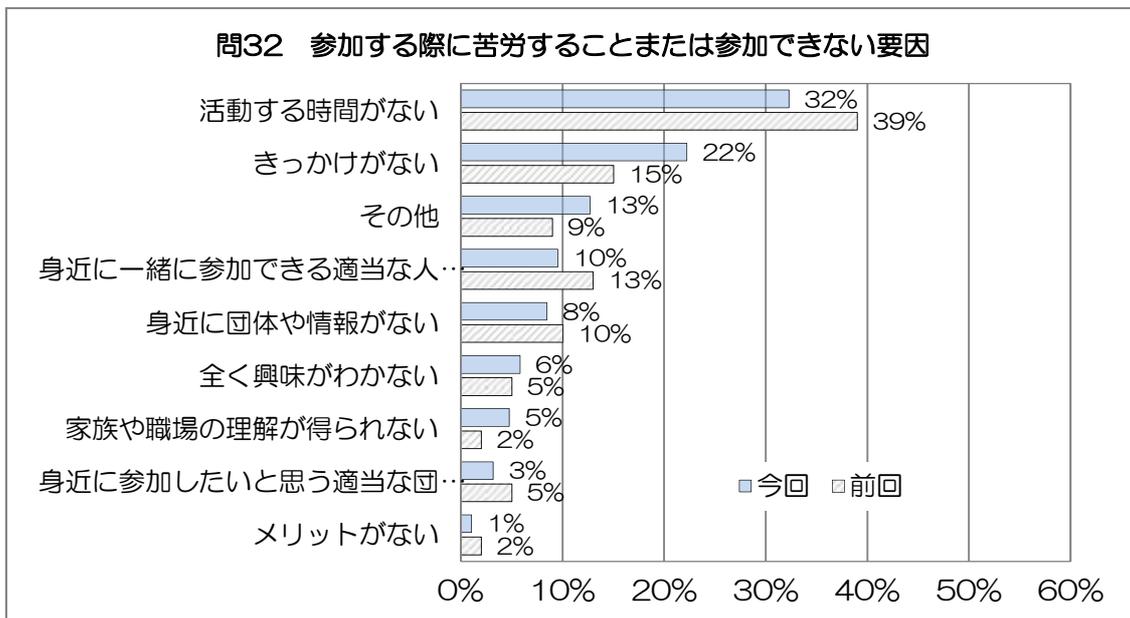
悩みや不安について望む相手方



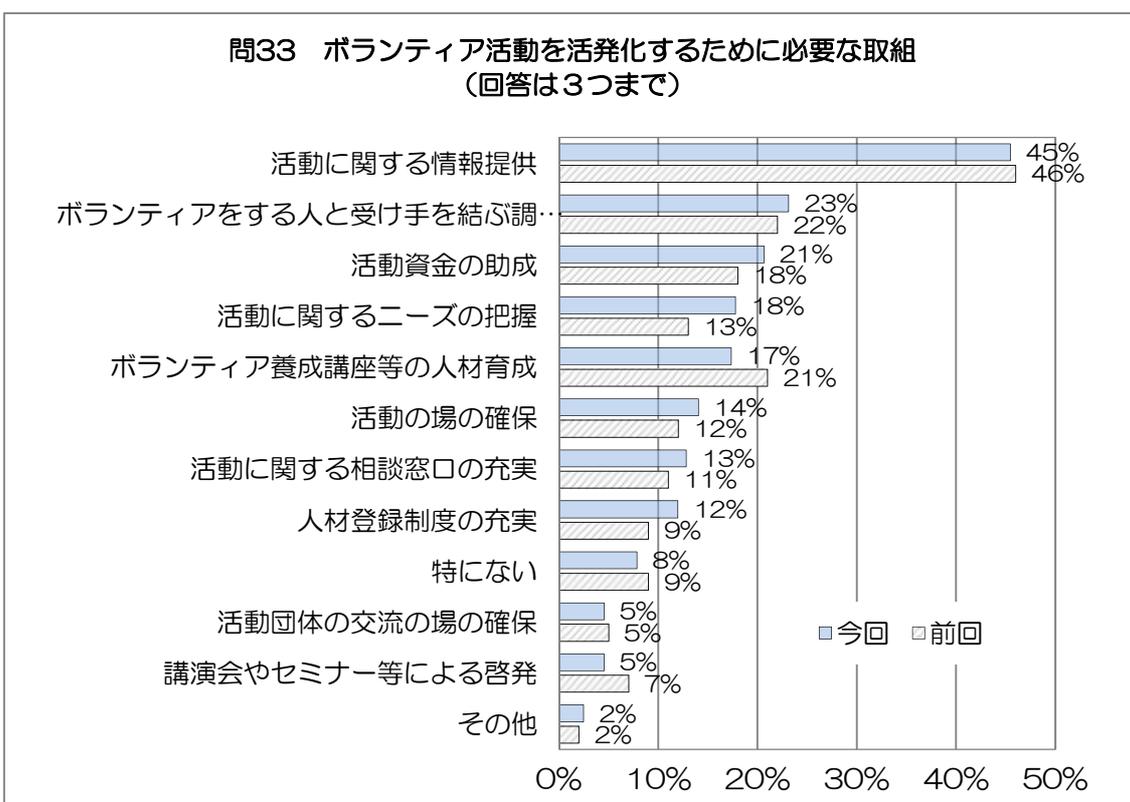
ボランティア活動参加への意欲と参加できるボランティアの内容



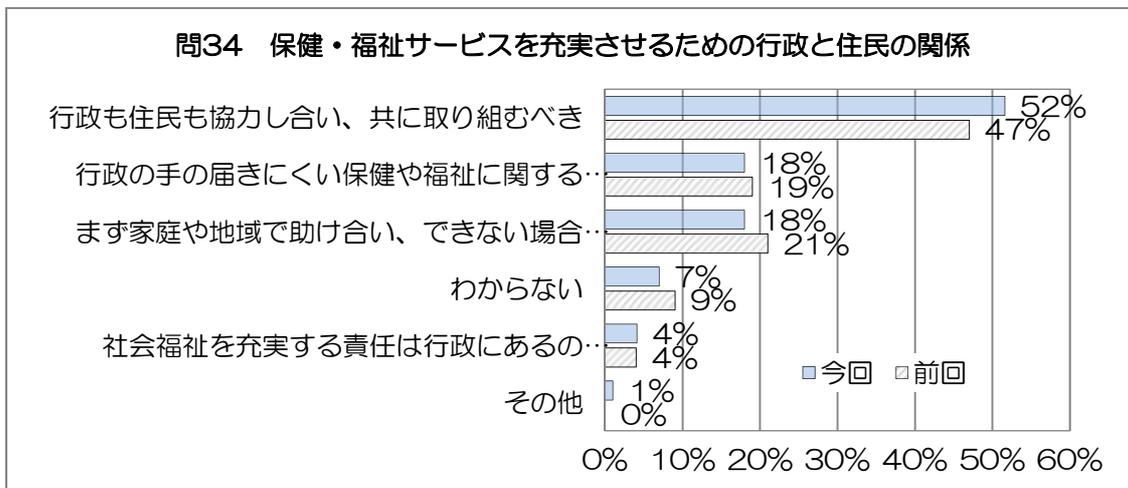
ボランティア活動参加の障がいとなる要因



ボランティアやNPO 活動等を活発化するために町が取り組むべき施策について



保健・福祉サービスを充実させていく上で、行政と住民の関係についての意識



○「保健」「福祉」に対する意識についての調査結果のまとめ

「保健」「福祉」に対する関心を尋ねたところ、「とても関心がある」「ある程度関心がある」と答えた人が78%にも達しています。また、関心のある分野では高齢者に関するところが多くなっています。これは回収率の年齢層から高齢者が多かったことと関連しています。

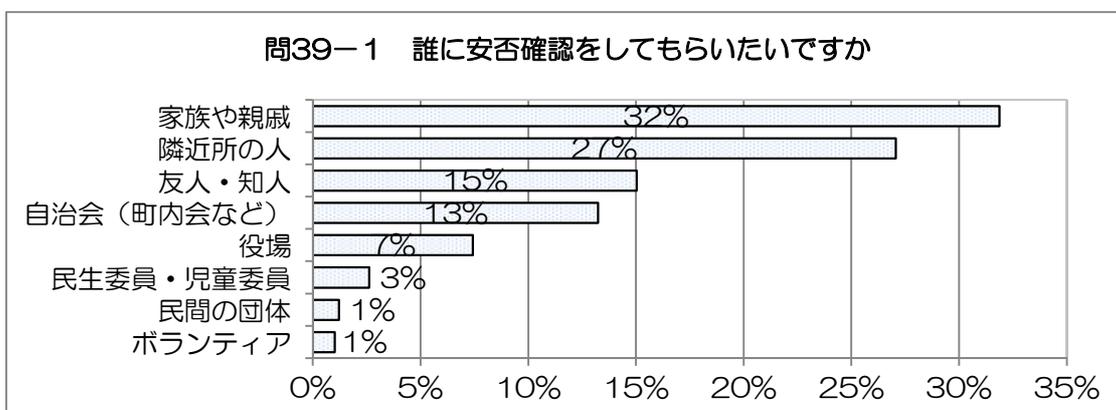
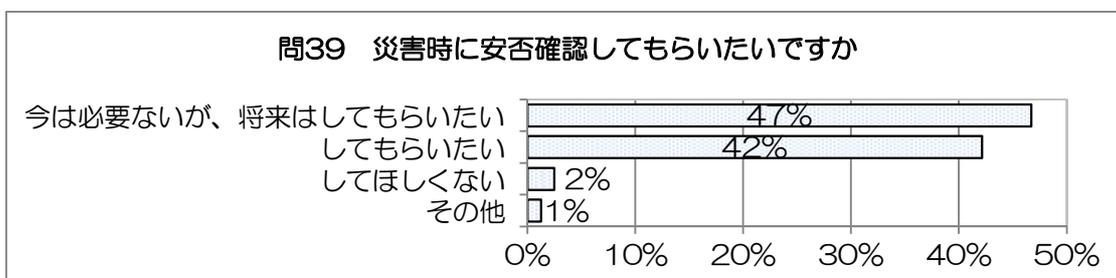
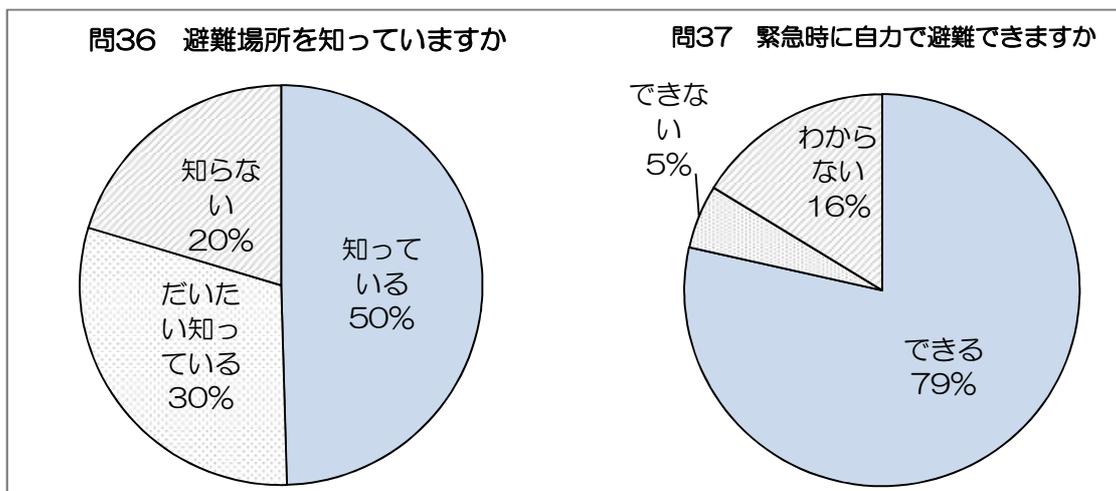
日常生活の中でのストレスについては、自分や家族の健康、また経済的なことにストレスを感じている人が多く、家族の介護のことなど、問題をそこに持っている人にとっては、そのことが大きなストレスになっている様子がうかがえます。そして、その相談相手として家族や知人・友人など身近な人を望んでおり、医師・保健師・看護師なども26%の人が望んでいます。

ボランティアや地域活動などについては、「参加している人」と「今後、参加したい人」が67%ありました。また、参加をしてもよいと思っている内容については、「高齢者に関する活動」「環境に関する活動」が多かったですが、これは近所の高齢者の見守り、老人クラブのボランティア活動、あるいは地域の清掃活動を想定している表れかもしれません。

ボランティア活動をすることへの苦勞や障がいについては、「活動の時間がないこと」や「きっかけがない」ことなどがあげられています。また、ボランティア活動などを活発にするために、町が取り組むこととして「情報提供」「する人と受け手との調整役の育成」「人材育成」などを求める回答が多数を占めました。

福祉サービスの推進について、行政と地域住民との関係について聞いたところ、行政と住民が協力し合い、ともに取り組んでいくという考えの人が回答者の52%にも達しています。しかし、一義的には家族や地域が助け合い、できない時に行政が援助すると回答された方も18%ありました。これは、家族や地域がしなければならないことと行政がなすべきこととの役割を分担することが適当であるとの意見です。

#### ④災害時の備えや安否確認についての質問



#### ○災害時の備えや安否確認についての調査結果のまとめ

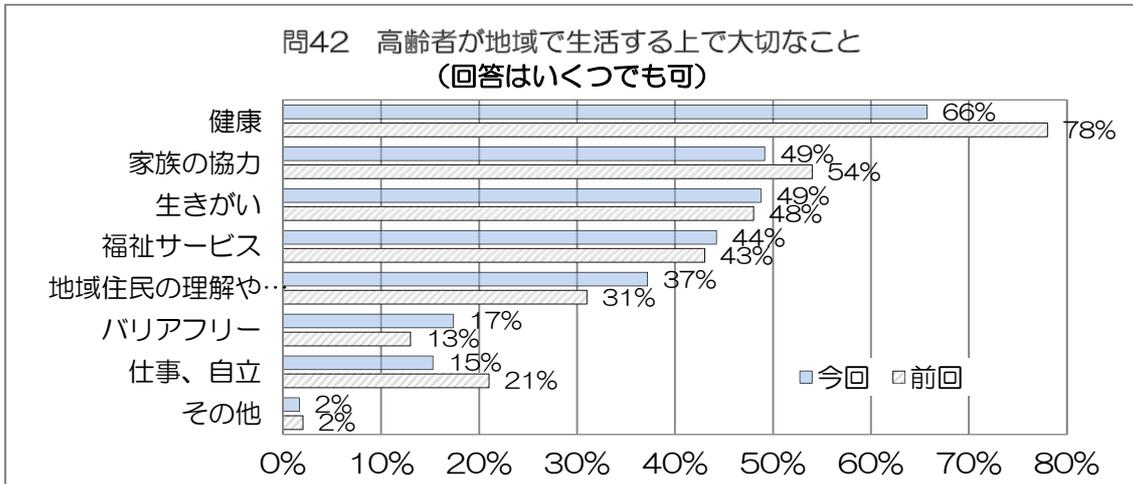
安否確認の必要性を問う質問では、してほしい、将来はしてほしいという方を合わせると 89%と大多数を占めています。また、誰に安否確認をしてほしいかの問いには、家族や親戚が 32%、隣近所が 27%、友人・知人が 15%となっており、身近な関係にある方にその役割を求めている状況が伺えます。

大きな災害が発生した場合の避難先となる避難所を知っていますかの問いに、だいたい知っている、または、知らないと回答した人が半数を占めており、避難所の周知を図っていくことが必要となります。また、避難所へ自力で避難できない、わからないと回答した人が 2 割に及んでいます。

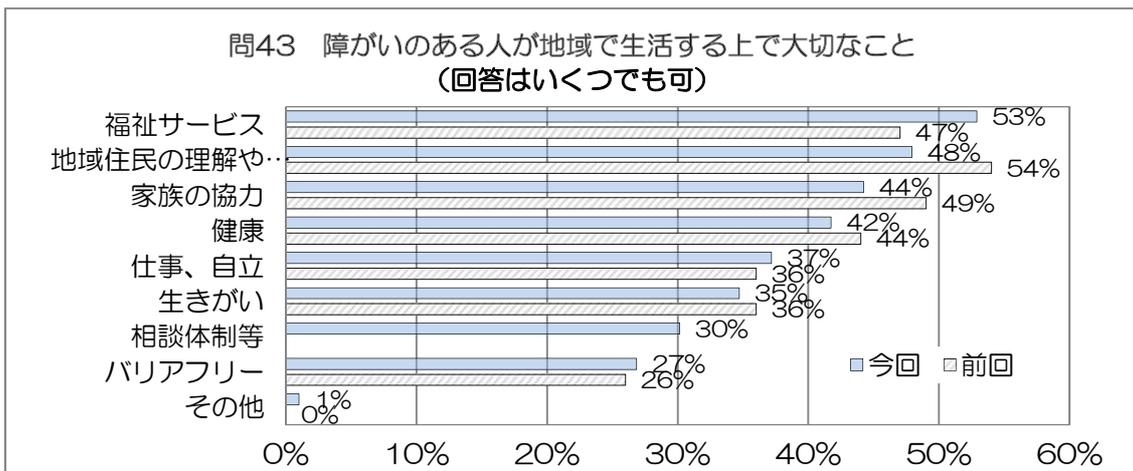
⑤保健福祉施策全般についての質問

要支援者（高齢者、障がい者、児童）が地域で生活する上で大切なこと、関心のあること

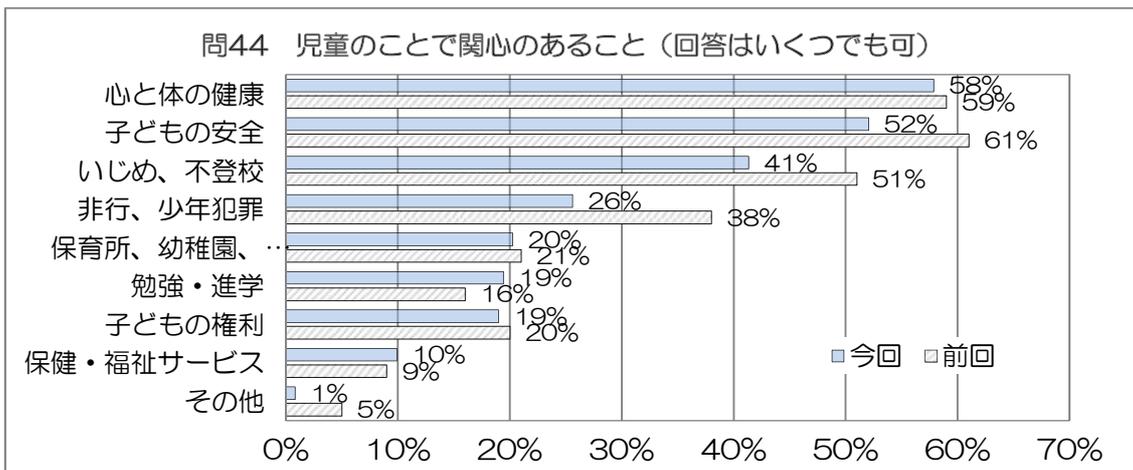
【高齢者】



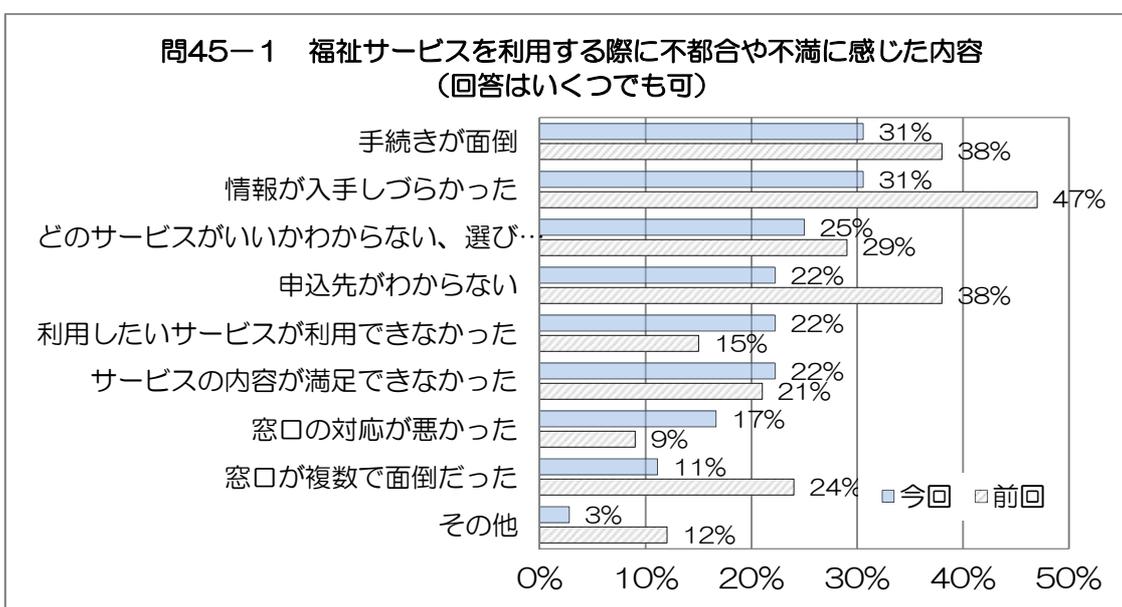
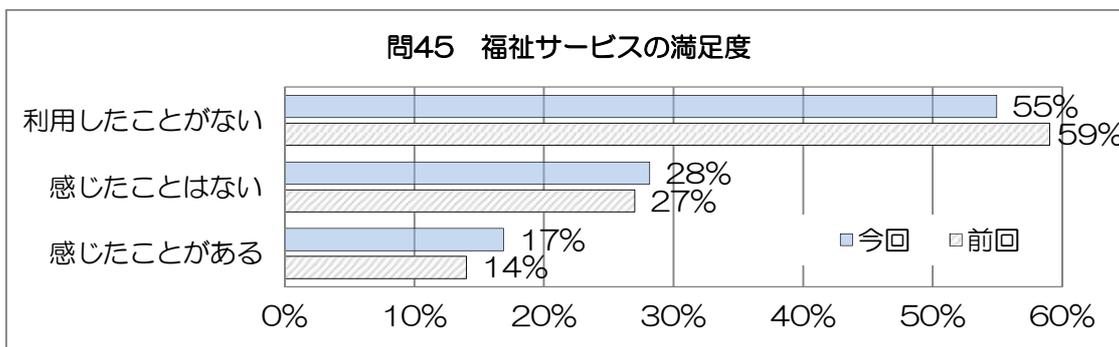
【障がい者】



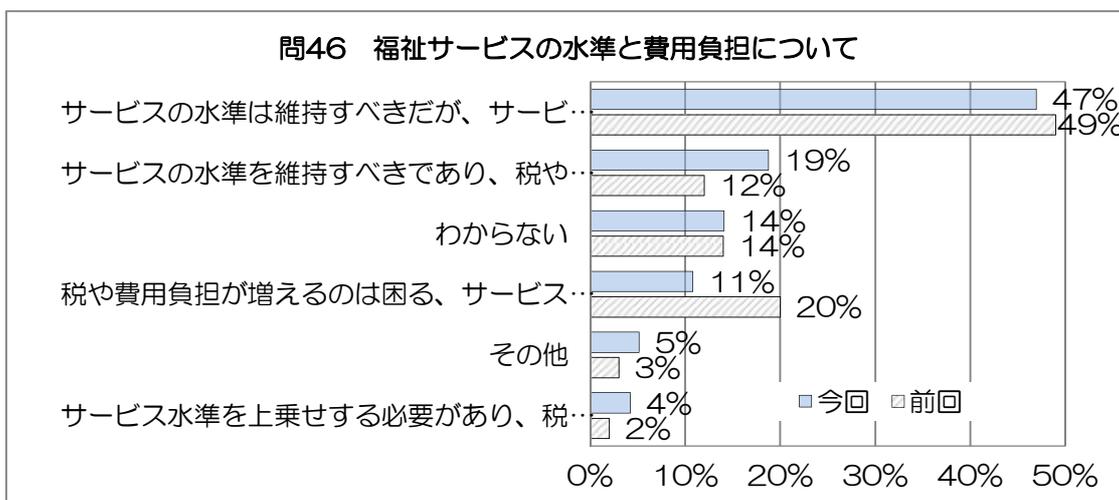
【児童のことで関心のあること】



福祉サービス利用についての満足度と不満の内容

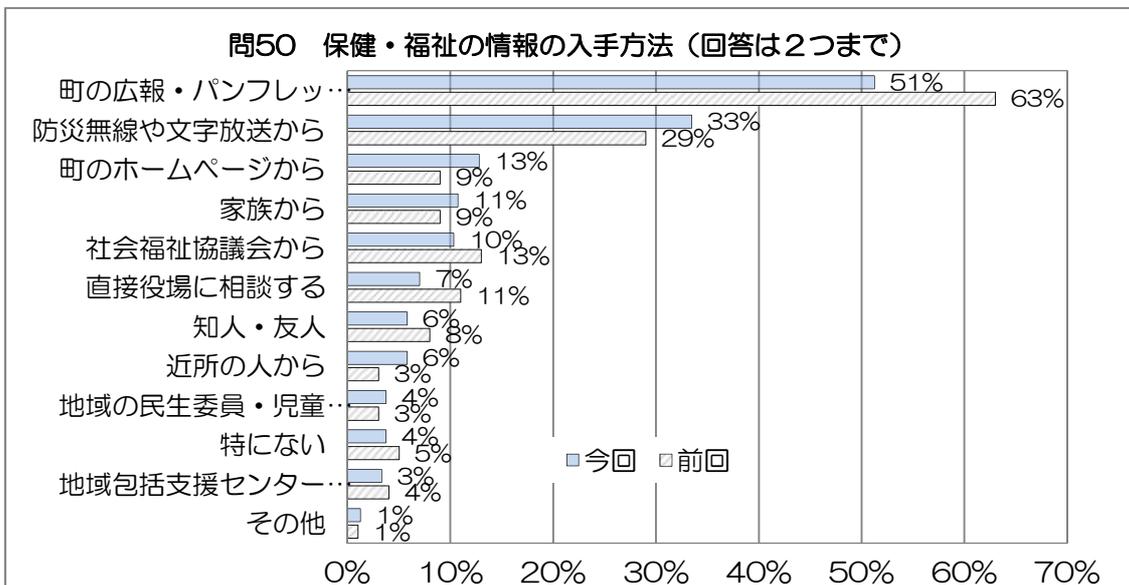


福祉サービスの水準と費用負担についての考え方

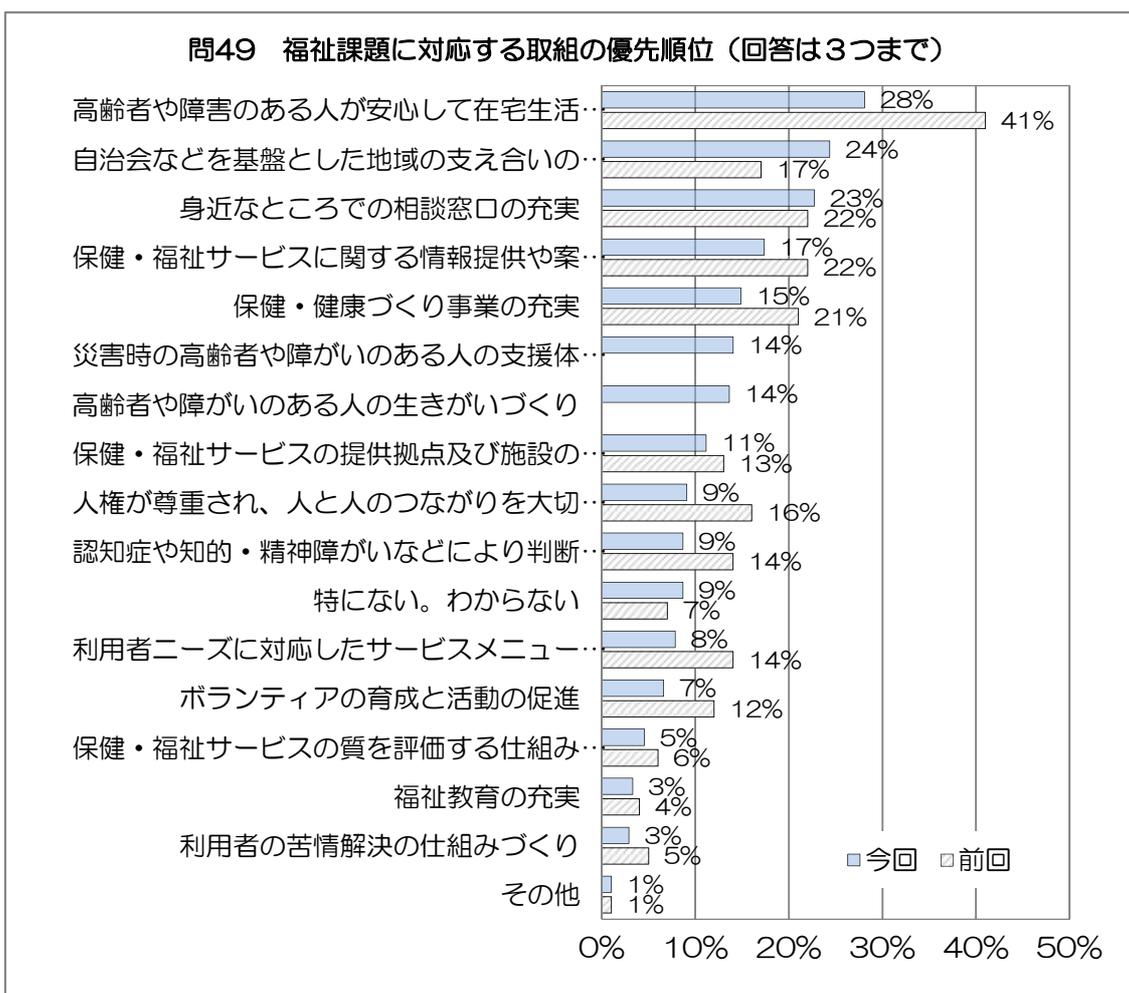




保健・福祉情報の入手方法



地域住民の健康・福祉の推進のための取り組むべき課題の優先順



## ○保健・福祉施策全般についての調査結果のまとめ

高齢者、障がい者、児童などいわゆる支援を要する人が地域で生活していくうえで、大切だと考えていることについて質問しました。高齢者については、「健康」が最も多数を占め、次に「家族の協力」「いきがい」と続いています。一方、障がい者については、「福祉サービス」が最も多く、次いで「地域住民の理解・協力」「家族の協力」などをあげています。児童のことについては、今社会的に大きな問題となっていることである「心と体の健康」「子どもの安全」「いじめ、不登校」が高い回答率となっています。

福祉サービスを利用することについての、不満や不都合については、多くの方が福祉サービスを利用した経験がなかったのですが、不満等を感じた人も17%ありました。その内容をみると、「手続きが面倒」「情報が入手しづらい」「どのサービスがいいかわからない、選びにくかった」などが相対的に多く、情報の提供方法などに課題が見つかりました。

福祉サービスと住民負担の関係についての考えについて聞いたところ、約半数の人がサービス水準の維持を求めながら、内容を精査し、削減すべきものは削減するべきだとの考えを示しました。

今、伯耆町はどんな町かということについて、住民の方が抱いている感想を聞いてみました。回答のなかった方や「わからない」という方も相当ありましたが、「子どもがいきいき育つまち」「健康づくりが推進されているまち」「困ったときに隣近所助け合えるまち」「福祉施設が整備されているまち」などについては、回答者の過半数の方が好意的な見方をされています。一方、「福祉活動が活発なまち」「障がい者が暮らしやすいまち」などについては、厳しい見方をされています。

また、町の保健・福祉についての情報の入手方法について、広報紙やパンフレットが最も多くあり、また防災行政無線や文字放送という方も相当あり情報入手の手段として定着していることが伺えます。

伯耆町が優先して取り組むべき施策について聞いたところ、最も多かったのが、「高齢者や障がい者など支援を要する人が、安心して在宅で暮らすことができるためのサービスの整備」をあげておられます。次いで、「自治会などを基盤とした支え合いの仕組みづくり」、「災害時の高齢者や障がい者の支援体制の整備」、「身近なところでの相談窓口」を求める人も多くなっています。

これらの住民の方の考えをしっかりと把握しながら、保健・福祉の推進に取り組まなければなりません。

### (3) アンケート結果から見えること

以上のアンケート調査からは、「誰でもが安心して在宅で暮らすことができるように保健・福祉サービスの充実」「保健・福祉の情報提供や身近な相談窓口の充実」「地域での支え合いの仕組みの構築」「町民活動の支援と参加を促す機会の拡充」「住民と行政の

協働、役割分担の明確化」の5つのことを読みとることができました。言い換えれば、町民の方は、福祉サービス、住民活動、そして住民ニーズの多様化への対応ということを求められているということだと理解できます。

今後は、これらの課題への総合的な対応として、様々な機関・団体によるネットワークの確立が必要です。すべての町民が住み慣れた地域で、その人らしく生きがいをもって生活ができるように、行政・住民がそれぞれ役割を分担して連携していくことが大切であると考えられます。

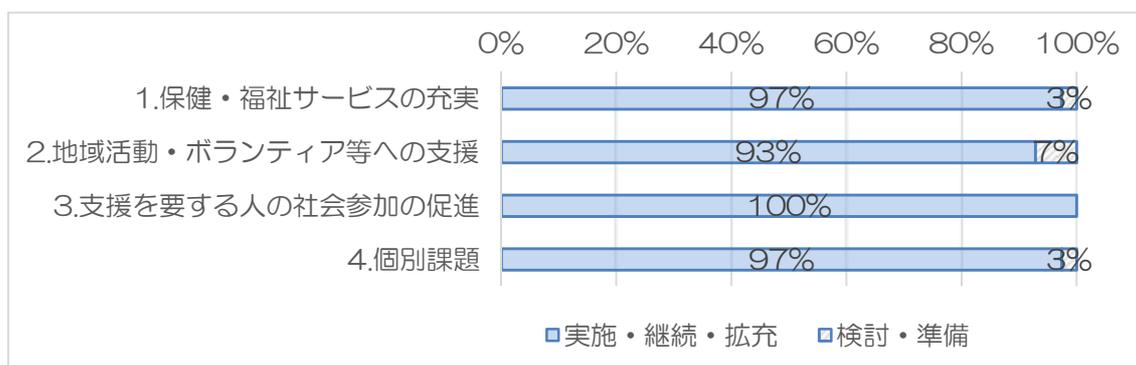
## 2. 第2期計画からの課題

本町では、第2期計画の3つの施策体系と個別課題に基づく取組によって、地域福祉の課題を解決するための取組を進めてきました。

第2期計画に掲げた事業の実施状況及び取組からの課題は以下のとおりです。

取り組みの状況

(平成 26 年度末実績)



### 1. 保健・福祉サービスの充実の取組からの課題

様々な媒体・機会を活用したわかりやすい情報の提供と地域に進出して福祉情報などを提供する取組についても検討を進める必要があります。また、出かけることが困難な人への支援策として、申請代行を行うなどの支援策について検討を進める必要があります。

### 2. 地域活動・ボランティア等への支援の取組からの課題

社会福祉協議会が行う福祉ボランティアとの連携等についての取組が必要です。また、将来のボランティア活動の中核となる福祉団体に対して情報提供や研修を行っていくことも必要です。

### 3. 支援を要する人の社会参加の促進の取組からの課題

支援を要する人の社会参加を促進していくため、その機会を増やす取組として、生涯学習の推進のための IT 講座等の実施について検討、実施していく必要があります。

#### 4.個別課題に関する取組からの課題

障がい者の家庭への支援として、小地域で福祉や生活課題をみんなで考え、助け合う仕組みを構築することが必要です。

災害時に配慮を要する人への支援として、災害時要援護者台帳の登録推進を進めることが必要です。また、避難の仕組みや避難所における対応マニュアルなどの整備に取り組んでいくとともに、緊急時に機能する自主防災組織をつくることも重要です。

高齢者等への支援として、社会福祉協議会や老人クラブ、民生児童委員などとの連携によって、日常からの見守り活動などの取組を進めることも必要です。

## 第2節 地域福祉の課題

### 1. 地域福祉の課題

久しく続いた経済的不況などの影響で複雑化する社会状況の中、近年の少子・高齢化による世帯人員の少数化、共働き家庭の増加、離婚・非婚の増加など様々な要因により家庭内での扶助機能が弱くなってきています。

それと同じように地縁による助け合い意識が薄れ、町民一人ひとりの行政に対する福祉ニーズは多様化、複合化する傾向にあります。一方で、アンケート調査では、多くの人が近所づきあいなどを、地域でのつながりとして当然なもの、必要なものにとらえる肯定的な回答をしています。

福祉や保健のニーズについての確に対応するためには、こうした住民意識をしっかりと把握して、行政施策とあわせて個人が主体的に関わり、支え合う、地域における新たな支え合い（共助）の仕組みを確立、強化していくことが必要です。

最近、町内でも様々な分野でボランティア団体やNPO団体の活動が活発になってきており、新しい地域活動の担い手として注目されています。アンケートでは、その活動に参加したことがある、または、参加したいとした人の割合が6割を超えています。

今後の地域福祉という課題を考えるとときに自発的な社会活動は、重要な要素でありますから、これらのボランティア活動への参加のきっかけづくりや参加しやすい仕組みを考えていかなければなりません。

また、そのためには、地域にいる有能な人材の発掘や育成、参加の呼びかけが大切です。社会状況の変化の中で、学童期からのボランティア意識の醸成に取り組む必要もあります。それが、将来の地域福祉活動を活発化することにつながっていきます。

高齢者等に目を向けると、要介護者は、全体的に増加傾向にあります。住民の意識も高齢者が地域で生活するうえで最も大切なことに健康をあげています。

今後は、要介護者に陥らないための健康づくりにつながる施策の充実をさらに進める必要があります。それには、介護サービスの質と量の確保だけでなく、予防のための保健・福祉サービスを提供することが大切で、そのための連携や総合的な対応のできる

体制などが求められます。

町民アンケートからは、福祉サービスの充実のためには、行政と住民は共に協力して取り組むべきとの回答が多くありました。言い換えれば、従来からの福祉の担い手とされていた行政や社会福祉法人だけではなく、住民、ボランティア団体、NPO など新たな担い手が必要だということのあらわれといえます。これは、住民自身が地域活動やボランティア活動などの重要性を認識しているということでもあります。

また、この件については、家族や地域が、まずその役割を果たし、それができないときに行政が支援をするべきとの意見も相当数ありました。これは、家族や地域と行政の役割分担を明確にすべきとの意見ですが、福祉サービスの水準と費用負担との関係にも関わってくる問題であり、精査して事業を展開する必要があるといえます。

地域の課題は、ほかにも障がいのある人や子育てなどへの支援体制の充実についても求められていますが、今、社会保障制度が大きく変わっていかようとしている中、住みなれた地域で自立した生活ができるような支援を行っていくことが大切です。

伯耆町の将来人口推計によると、今後、高齢化が加速的に進展していきます。このため、集落によっては、近隣に支える若者がいなくなる状況も想定されます。そうした地域においては、新たな支え合いの仕組みを模索していく必要があります。

今後、行政と住民が一体となった計画的な地域福祉の推進が求められることになりませんが、その際には地域の人々が、その担い手となり「参加・参画」「協働」していくことが大切です。また、あわせて地域の人・物など資源を有効に活用していくための環境整備も大切であるといえます。

## 第4章 計画の考え方と施策の体系及び取組

### 第1節 基本的な考え方

#### 1. 計画の基本的な考え方

第2期計画では、第1次伯耆町総合計画の基本方針に基づいて、伯耆町を町民にとって本当に暮らしやすい町にしていくために、様々な福祉課題に対して関係者が「協働」して解決する取組とともに、助け合い支え合う地域社会の実現を目指して5つの考え方によって計画を推進してきました。

第3期計画においても、第2期計画で掲げた5つの基本的な考え方によって計画の推進に努めます。

#### ①一人ひとりが主役となり共に生きる

一人ひとりの命が尊ばれ、また、一人ひとり自己選択や自己決定が大切にされる中で、すべての人がそれぞれの自己実現を図っていくことを目指します。そのうえで、お互いが個々人の存在を認め合いながら、あらゆる人が共に生きていけるような社会を築いていくというノーマライゼーション<sup>※1</sup>の具現化を図っていきます。

#### ②生涯にわたって健やかに、安心して暮らす

誰もが、生涯にわたって住みなれた家庭や地域で、その人らしく、安心して暮らせ、地域の中で自立した生活が送れるように支援する体制づくりを進めていくことが必要です。

ここでいう「自立」とは、身体的、精神的、社会的側面などに配慮した一人ひとりの自己実現を図ることであり、こうした豊かな自立を大切にした、保健・医療・福祉の総合的な提供を実施できる体制づくりを目指します。

#### ③ふれあい、学びあい、支えあう

子どもときから生涯にわたって、地域福祉の担い手としての「共に生きる力」を育むため、日頃から地域福祉を学ぶ機会を増やし、同じ地域に住む人々が互いを思いやり、心を通わせ、支えあい、助け合える豊かな感性を身につけることが大切です。

また、町民が地域福祉に関心を持ち、積極的に地域福祉活動に参加できるような条件整備を図り、町民が主体となって進めていく支えあいの活動を盛り上げていくことを目指します。

#### ④豊かで快適に生活する

すべての町民が、豊かで快適な生活をする事ができるまちにするためには、様々な日常生活の不便さを取り除くことが必要です。移動手段の確保をはじめ、暮らしや

すい居住環境・地域環境の整備、障がいの特性や不便さに応じたきめ細かい情報提供をするなど、誰にとっても障壁にならない、不便さを感じない（バリアフリー※2）まちづくりを目指します。

また、町民誰でもが必要なときに、できるだけ身近なところで、必要とする保健・福祉サービスを利用できることが望ましいことです。それらのサービスを効果的・効率的に利用するためには、社会福祉だけではなく、保健・医療・生涯学習など全般にわたって推進できるよう、町民・事業者・行政が役割を分担し、横断的に連携していくことが必要です。

### ⑤安心して子どもを産み育てる

近年、急速な少子化、生活様式の多様化、女性の社会進出など子どもや子育て家庭、地域社会を取り巻く環境が大きく変化してきています。

少子化の原因は様々あるといわれていますが、男女共同参画が進む中でも、相変わらず多くの家庭で、子育てを始め家事など女性の負担が大きいのが実態です。そうした、女性の負担感を取り除くため、家族や地域みんなで子育てを担うことが大切です。

また、少子化や核家族化の進展は、家庭の養育機能の低下、子ども同士がふれあう機会や世代間交流の減少などをもたらし、子どもの健全な成長が損なわれることが懸念されます。

このため、子どもを取り巻く環境の変化に対応し、子どもを持ちたいと思う人が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を目指します。

#### ※1 ノーマライゼーション

障がい者と健常者が、お互いに特別に区別されることなく社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の姿であるとする考え方。また、それに向けた運動、施策なども含まれる。

#### ※2 バリアフリー

障がい者等が、社会生活に参加する上で、支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に取り除いた状態をいう。

## 第2節 施策の体系

第1節の基本的な考え方を踏まえて、本町の取組を以下の3つの大きな施策体系にまとめ、取り組んでいくこととします。

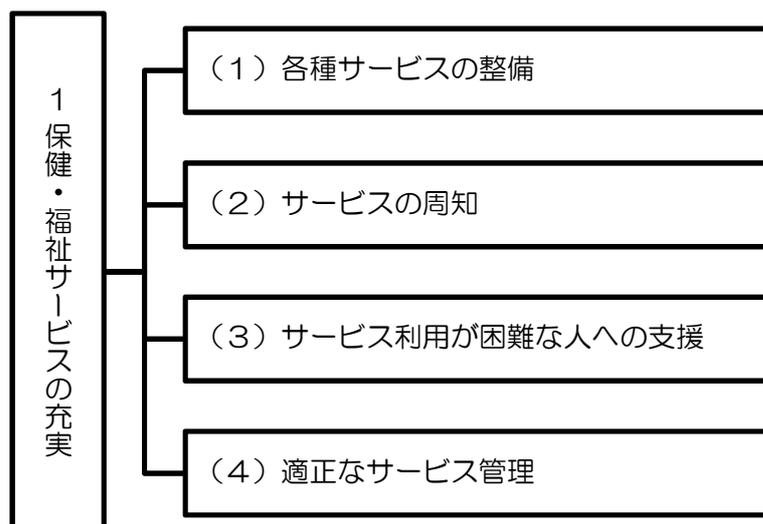
### 1. 保健・福祉サービスの充実

高齢者や障がいを持つ人、子育てに不安や悩みを抱えた家庭など支援を要する人（以下、この章において「支援を要する人」という。）を、行政・地域で支えていく

ためには、まず行政や事業者等のサービスの充実を図る必要があります。

また、町民誰もが、健康で生きがいをもって暮らし続けるためには、生涯学習の充実や健康教育の実施、保健・介護予防事業などのサービス推進なども大切な要素です。

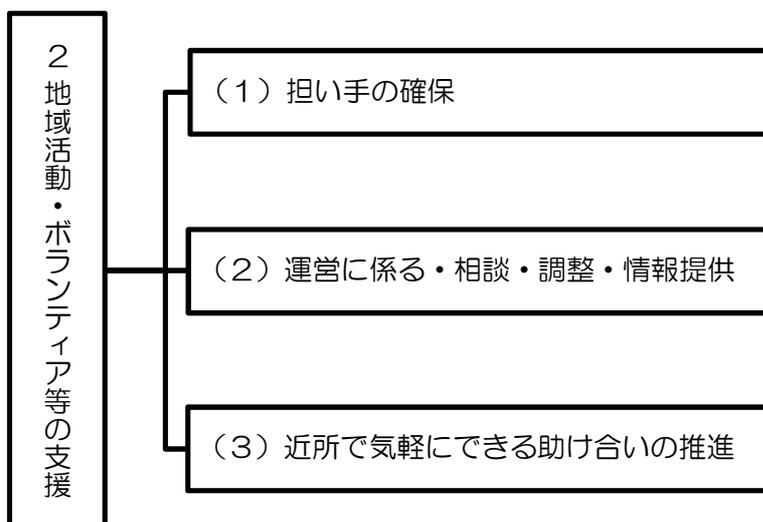
そのため各種サービスの整備を進めるとともに、整備したサービスを有効に活用したり、さらに充実させたりするための取組を行っていきます。



## 2. 地域活動、ボランティア等の支援

支援を要する人を行政・地域で支えていくためには、1. で述べたような取組に加え、地域活動やボランティア等の活発化を支援する必要があります。

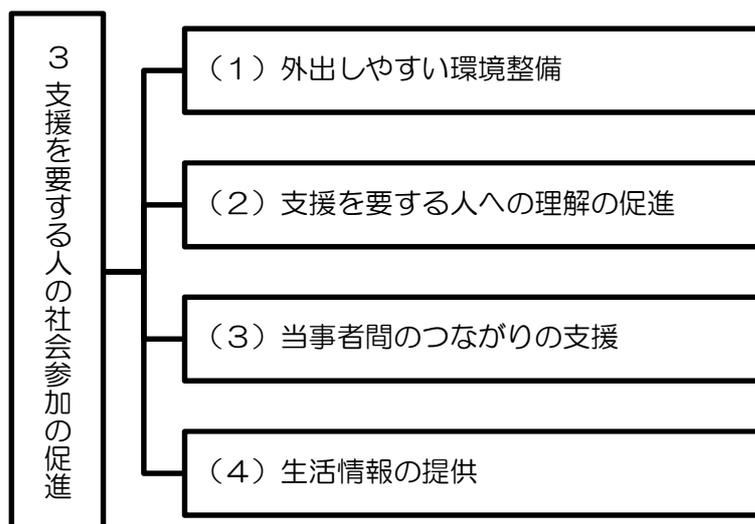
そのために、町民や地域の組織・団体等がそれぞれの状況に応じて、その意欲や能力を活かし積極的に活用できるように地域の取組への支援や環境の整備、情報提供などに努めていきます。



### 3. 支援を要する人の社会参加の促進

支援を要する人の社会参加を促進していくためには、まずは、その機会を増やし、地域住民との関わりを強くする必要があります。

そのために必要なバリアフリー化や意識啓発等、物心両面からの社会参加を促すための環境整備を行います。



## 第3節 施策推進のための取組

### 1. 保健・福祉サービスの充実

介護保険制度の成熟化等を背景として、町内でも福祉サービスは質・量とも拡大してきています。今後、少子高齢化が進み、ますますその需要も拡大していくことが考えられます。

また、町民誰もが、生涯健康で暮らし続けることを目指しての健康づくりの推進に係る事業の推進も重要です。引き続き、住民のニーズ等を把握しながら適切なサービスを整備していかなければなりません。

また、サービスの内容を知らないために利用につながらない場合や、本人の意識や家庭の事情等により、サービスの利用について相談や申請ができないことがないよう、整備したサービスを有効に活用できるように、サービスを利用すべき人が、適切にサービス利用ができる仕組みづくりも大切です。

さらに、サービス量が確保される一方で、事業者間のサービスの質に差が出ないよう、一定水準の質を確保・向上させる取組も求められます。

#### (1) 各種サービスの整備

##### 【考え方】

本町では、高齢者福祉計画、介護保険事業計画（南部箕蚊屋広域連合）、障害者計画

(含障害福祉計画)、子ども子育て支援事業計画、健康づくり計画の個別分野別計画を策定し、保健・福祉サービスの整備を推進していきます。

これらの整備や施設の整備・運営には、一定の財政負担もあることや介護保険などにおいては、サービスの提供量がその後の保険料に影響を与えることから、サービスの整備にあたっては、引き続き住民のニーズ等を勘案しながら長期的な視点で、適切に進める必要があります。

### 【取組の方向性】

- ◆基本的には、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、子ども子育て支援事業計画、健康づくり計画に基づき保健・福祉サービスの整備を進めるとともに、各計画の見直しにあたっては、住民ニーズを踏まえた目標量の設定を行います。
- ◆ライフステージに応じた保健・医療サービスを、関係機関との連携を強化しながら、提供していきます。
- ◆市民が、生涯健康で暮らすために生活習慣病等の予防に取り組めます。

### 【具体的な取組】

◇出産・子育てから高齢期までの各ライフステージにおいて、保育所・学校との連携をとりながら健康推進事業の充実に取り組めます。(福祉課・健康対策課)

#### [取組例]

- ・各ライフステージにおける健康教育や健康診査の充実とフォローアップを強化します。
- ・医療機関での妊婦、乳児健診の充実や臨床心理士による児童の発達相談に取り組めます。
- ・発達障がいなど特別な支援を必要とする子どもには、関係機関が連携してきめ細やかな支援が行われるように取り組めます。

◇生活習慣病予防のための保健サービスの提供や運動行動目標を策定し、実践を目指します。(健康対策課・教育委員会)

#### [取組例]

- ・健康ウォーキングの実施やウォーキングマップの作成。
- ・様々な運動サークルの紹介と参加者の募集への協力。
- ・禁煙推進事業への取組の強化。
- ・元気な高齢者の生活習慣や食生活の紹介などのパンフレット作成。
- ・健康づくりへの温泉プールの有効活用。
- ・健康増進へフィットネススタジオを活用。

◇自分の歯で食べることは、健康であるための基本ですので、生涯自分の歯で食べる  
ことができるように歯周病予防などに取り組みます。(健康対策課)

[取組例]

- ・乳幼児期からの歯科対策に取り組むとともに、機会を捉えて8020※(はちまるにまる)運動を推進します。

※8020 運動

80歳で20本の歯を残そうとする運動のこと。厚生労働省や歯科医師会により推進されている。20本以上の歯を持つ高齢者は、それ未満の人に比べ活動的で寝たきりとなる  
ことが少ないなどの報告がされている。

## (2) サービスの周知

### 【考え方】

保健・福祉サービスに関する情報は、町報、ホームページ、防災行政無線、ケーブルテレビをはじめ、各種窓口や関係機関を通じて提供されています。

アンケート調査では、保健・福祉に関する情報の入手先としては、「町広報紙やパンフレットから」「防災行政無線、文字放送から」をあげた方が多かったです。40歳代までの方については、インターネットの町ホームページからの情報入手も少なくありませんでした。

また、悩みや不安についての相談先として「家族」「知人」「保健師、看護師、かかりつけの医師」などが多いことから、それらのルートからの「くちコミ」による情報入手も相当あると思われます。

困りごとを抱えている人の中には、広報紙などの書類を見るのが面倒などの理由でサービス情報を知らない人もいることから、「くちコミ」による情報伝達方法などをはじめ「防災行政無線」や「ケーブルテレビ」を利用した耳や目からの情報伝達など、一層わかりやすい保健・福祉情報の提供が必要です。また、情報の幅広い提供に加え、町民に何か困ったことが生じたときに相談できる総合的な窓口サービスが必要といえます。

福祉や生活に関する相談窓口としては、役場の窓口や保健師、民生・児童委員、包括支援センターなどが対象者や相談内容に応じ、各々の窓口において相談事業を行っていますが、多くの問題を抱えた家族等の場合は、1つの機関のみでは十分な対応ができないことも考えられます。相談窓口から、その人にあった適切なサービスにつないでいくためにも、専門機関と適切に連携できる相談体制の整備を図ることが必要です。加えて、現在は主に相談内容によって多様な窓口が設置されていますが、いつ・どこで・どのように相談すればよいかのわかりにくい面もあり、相談体制の一層の充実や身近なところで気軽に相談のできる環境づくりが必要であるといえます。

## 【取組の方向性】

- ◆わかりやすいサービス情報の提供に取り組みます。
- ◆視覚障がいを持っている方やこまかい文字を読むのが苦手な人のために、「くちコミ」での情報伝達の方法や「防災行政無線」「ケーブルテレビ」を利用した情報伝達の充実に取り組みを進めます。
- ◆分野ごとの相談機能の連携強化を図ります。
- ◆保健・福祉の総合相談窓口の強化充実を図ります。

## 【具体的な取組】

◇分かりやすく、見やすい案内書を作成し、対象者へ配布するとともに、関連サービスの情報提供に取り組みます。(福祉課)

### [取組例]

- ・高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援等の分野ごとにサービスを網羅した冊子等を作成するとともに、ボランティア紹介などの関連情報の案内も盛り込みます。

◇身近な地域で、保健・福祉に関する情報を入手できるように地域に出向いて行う事業等に併せて情報提供を行ったり、ケーブルテレビや防災行政無線、また町のホームページなどを活用したりわかりやすい情報提供を行います。(総務課・企画課・健康対策課・福祉課・教育委員会)

### [取組例]

- ・相談機関が家庭訪問などを行う際に、その家庭の姿をみてサービスの紹介や情報の提供を行います。
- ・ケーブルテレビ、ホームページなどの情報伝達手段の効果的な活用を推進します。
- ・明るいまちづくり懇談会などを通じての情報提供を推進します。
- ・より身近なところで総合相談が受けられるよう検討します。

◇地域の民生児童委員に、情報伝達の担い手としての役割を担ってもらうため、知識習得の取組を推進します。(福祉課)

◇分野別の相談窓口の機能強化と、その周知を図ります。(健康対策課・福祉課・分庁総合窓口課・教育委員会)

### [福祉分野の相談窓口]

#### <高齢者>

- ・役場健康対策課生活相談室、分庁総合窓口課
- ・地域包括支援センター(南部箕蚊屋広域連合)

#### <障がい者>

- ・役場福祉課福祉支援室、分庁総合窓口課
- ・相談委託事業者：「すてっぷ」「地域でくらす会」「エポック翼」「和おん」「さかいみなと」

#### <子育て>

- ・役場健康対策課健康増進室、福祉課福祉支援室、分庁総合窓口課
- ・子育て支援センター
- ・各保育所

#### <ひとり親家庭>

- ・役場福祉課福祉支援室、分庁総合窓口課

#### <児童虐待>

- ・役場福祉課福祉支援室
- ・鳥取県米子児童相談所

#### <ドメスティック・バイオレンス（DV）>

- ・教育委員会人権政策室、福祉課福祉支援室
- ・鳥取県西部福祉保健局

#### <生活困窮>

- ・福祉事務所（役場福祉課福祉支援室）
- ・伯耆町社会福祉協議会

#### <困りごと一般>

- ・困りごと相談
- ・行政相談
- ・人権相談

◇総合相談窓口の情報力・解決力の強化を図ります。（健康対策課・福祉課）

#### [取組例]

- ・保健や福祉に関する情報やその他のサービス情報、福祉以外のサービスについての情報も相談窓口で対応できるよう、多様なサービスを案内できるような体制づくりに取り組みます。
- ・関係機関等とのケース会議等を活用して情報共有や問題解決力向上の方法を検討します。
- ・担当が不明なケースにも対応できる体制の整備などの対策を図ります。
- ・成年後見サポートセンター等との連携の強化を図ります。

### (3) サービスの利用が困難な人への支援

#### 【考え方】

サービスの必要な人とサービスを結びつけるためには周知に加えて、事情によりサー

ビス利用についての相談や申請ができない場合への対応が必要となります。

具体的には、人との関わりや支援を受けることに抵抗を感じる、自分が支援を受けるべき対象であることを認識していないなど、本当はサービスを利用したくても役場や分庁舎まで行くことが困難であったり、サービスを利用するための手続きが難しかったりしてサービスに結びついていない場合も想定されます。

これらの人々がサービスを利用できるようにするためには、サービスを利用すべき人を早期に発見して、サービスを受けるべき立場であることを伝える取組や、サービスを利用するための手続きをとりやすくする取組が必要になってきます。

### 【取組の方向性】

- ◆福祉サービスが必要であるのに、相談・申請できない人の発見及び支援への強化に取り組みます。
- ◆日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業：認知症高齢者や知的障がい者等、判断力が低下した人の金銭管理や福祉サービスの利用を援助する事業）、成年後見人制度（判断能力が不十分なため契約などの法律行為における意思の決定が困難な人を、法律面や生活面で支援する仕組み）の周知を図ります。

### 【具体的な取組】

◇民生児童委員等の地域住民と接する機会の多い関係者や関係機関の職員などによる虐待等についての発見機能、情報交換・連携の強化を図ります。（福祉課・教育委員会）

#### [取組例]

- ・研修や会議などを通じて孤独死や児童虐待・高齢者虐待等の危険な兆候とその対応などについての情報提供を行います。
- ・関係者、関係機関等との連携の強化のためのネットワークの構築に取り組みます。
- ・民生児童委員や地域の隣人等による見守りネットワークづくりやひとり暮らし高齢者等へのあいさつ（声かけ）の実践。
- ・児童虐待については、発見者等からの情報への的確な対応、要保護児童対策地域協議会の構成機関での連携を図ります。
- ・ドメスティック・バイオレンスについては、近隣市町村と女性のための相談ネットワークをつくるなど、町内で相談できない人は、他の相談機関を利用することができるようにするなど連携して対応します。
- ・パートナー職員を活用した地域課題の把握に努めます。（町職員のアウトリーチの取組）

◇役場、その他の機関へ行くことが困難な人のため、申請等の書類提出代行サービス

の検討。(福祉課)

- ◇判断能力が不十分な人の金銭管理やサービスの利用を援助するため社会福祉協議会等が実施している日常生活自立支援事業や成年後見制度について制度の周知を強化します。(福祉課)

#### (4) 適正なサービス管理

##### 【考え方】

現在利用しているサービスが、利用者の生活状態の改善や自立支援に結びついていない場合も考えられます。そのため、サービスの内容が受給者にそぐわない給付とならないようにする取組も必要となります。

また、サービスの適切な利用を推進する一方で、サービスの質を維持・向上させる取組や、事業者よりも弱い立場になることの多い利用者の権利を擁護する仕組みも必要となってきます。

##### 【取組の方向性】

- ◆必要な福祉サービス量が効果的に給付されるような支援を行います
- ◆サービスの質の確保を図ります。
- ◆利用者の権利擁護への配慮を行います。

##### 【具体的な取組】

- ◇ケアマネジメントの質の向上を図ります。(健康対策課・福祉課)

###### [取組例]

- ・介護保険制度については、地域包括支援センターが介護支援専門員(ケアマネジャー)への個別指導・相談や研修の実施、制度等に関する情報提供を行いケアマネジメントの質の向上を図るほか、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場をつくっていきます。
- ・障害福祉サービスについては、障害者総合支援法に基づく相談支援体制を強化し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

- ◇事業者の質の向上への支援。(健康対策課・福祉課)

###### [取組例]

- ・事業者に対し指導・助言・情報提供を関係機関と共同して実施します。
- ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の委員会等でサービスの質に関する点検や質の向上に係る課題の検討を行います。

- ◇現任者の研修受講、担当職員の資質向上のための研修機会の確保を図ります。

(総務課・健康対策課・福祉課)

◇サービスに関する苦情相談の仕組みの確保と、利用者の権利保護に努めます。

(総務課・健康対策課・福祉課)

・第三者機関による苦情相談窓口の設置を検討します。

## 2. 地域活動・ボランティア等への支援

地域には、自治会、子ども会、老人クラブ、PTAなどの様々な団体があります。また、組織された団体とは別に多くの住民がボランティアとして地域の福祉活動等に参加して地域を支えています。

各団体は、地域福祉活動において、それぞれ重要な役割を担うとともに、地域住民が活動に参加する上での母体となるものです。

したがって、地域福祉を推進していくためには、こうした既存の団体やボランティアの活動を推進していくことが大切であるといえますが、担い手の不足や、情報の不足、活動資金の不足などの課題もあり、これらへの支援が必要であるといえます。

また、地域で困っている人の悩みには、隣近所のちょっとした手助けで解決するものも多いと考えられることから、隣近所で気軽に助け合える普段からの雰囲気づくりも大切です。

### (1) 担い手の確保

#### 【考え方】

地域福祉活動を活性化し、地域住民の参加を促進していくためには、活動を担う人材の育成、人づくりが重要です。現在、地域の自治会等諸団体の役員や民生・児童委員等が中核となって活動をしていますが、これらの人々の負担はますます大きくなってきており、活動参加の輪を広げていくことが必要です。

アンケート調査では、地域活動やボランティア活動について、現在参加していなくても、今後できれば活動していきたいという意向を持っている人も多く見られます。

そうした人たちが地域活動やボランティア活動への参加に苦勞することやできない理由として、「時間や情報の不足」「きっかけがない」などの理由をあげており、地域活動やボランティアに意欲を持った人材を発掘、育成するための仕組みをつくとともに、活動したいと考えている人を、ボランティアなどの各種団体活動へつなげていくために、参加しやすい活動や十分な情報提供などを進めていくことが重要です。

#### 【取組の方向性】

- ◆団体のスタッフ・行事参加者の募集への支援。
- ◆趣味や特技を生かした地域貢献への仕組み、機会の提供。
- ◆ボランティアの育成、機能の強化。

◆活動へのきっかけづくりの取組強化。

### 【具体的な取組】

◇町報や、ホームページ、ケーブルテレビなど町の情報伝達手段をボランティア団体等へ提供し、行事やスタッフ募集などの周知活動、団体からの情報の提供などへの支援を行います。（総務課・企画課・健康対策課・福祉課）

[取組例]

- ・町報、ホームページなどを団体やボランティア活動者のために一部開放することの検討。
- ・ケーブルテレビなどを利用して、団体やボランティア活動等の番組制作を行うなど、情報伝達への有効活用。
- ・町社会福祉協議会が行うボランティア組織への支援

◇定年後の男性など対象を絞った活動や広報。（総務課・福祉課）

[取組例]

- ・定年後男性、若年層など今後活動への参加や活発化を期待する人たちに対象を絞った啓発を行うなど、シルバーボランティアの組織づくりなどへの取組。
- ・勤労者などが地域活動やボランティア活動へ参加しやすい方策の検討。

◇趣味や特技を生かした活動の仕組みの検討。（教育委員会）

[取組例]

- ・趣味や特技を持っている人を人材登録して、講師などに活用できる仕組みの検討。

◇地域での具体的な困りごとについて、解決策を話し合う場の設定。（総務課・企画課・福祉課）

[取組例]

- ・地域における困りごとや福祉の課題について話し合う仮称「地域支えあい会議」などの開催を社会福祉協議会等と連携しての実施を検討します。

◇社会福祉協議会に協力し、ボランティア推進と人材養成のための支援を行います。（総務課・福祉課）

[取組例]

- ・自治会役員などを対象にしたボランティア講演会などの開催。
- ・社会福祉協議会のボランティア推進事業への支援。

## （２）運営に係る相談・調整・情報提供

### 【考え方】

地域では、社会福祉協議会、自治会、民生児童委員、ボランティア、NPOなど様々な主体が、地域の福祉向上のために活動していますが、活動をさらに活発にするためには、他の団体等との連携も大切です。

また、地域住民の交流を深め、活動への参加を促進していく上でも、団体間の連携・協力は重要であり、そのための支援を行います。

地域活動を活発化するためには、その活動の場を確保することも重要です。そのため、既存の公共施設の利用、確保に協力していくことも必要です。

さらに、地域福祉を進めていくうえでは、そこに参加する関係者間での情報の共有が必要です。そのため、活動に関する情報提供を行うことも必要です。

#### 【取組の方向性】

- ◆団体の運営についての情報提供。
- ◆活動場所の提供への協力。

#### 【具体的な取組】

◇活動事例等の情報提供。（総務課・健康対策課・福祉課）

◇地域団体やボランティアの間での情報共有のための連絡会の設置。（総務課・健康対策課・福祉課）

##### [取組例]

- ・地域ごとに組織されている団体（老人クラブ、PTA等）の連絡会議（ボランティア協議会）や、活動の異なる団体間（自治会とボランティア組織等）での会議等、情報交換の必要性の高い団体間での交流の濃密化。
- ・育児サークルと老人クラブとの交流会など世代間交流の推進。

### （3）近所で気軽にできる助け合いの推進

#### 【考え方】

地域で困っている人の悩みの中には、ボランティアに頼むとはいかなくても、隣近所でちょっとした助け合いで解決するものも多いと考えられます。

アンケートでも、近所に住んでいる者としてできる範囲で支援したいと回答された方も相当数あり、隣近所の気軽に助け合える雰囲気をつくっていくことも必要です。

特に、障がい者や単身世帯、新しい住宅地などで近所つき合いのほとんどない人もいることから、こうした地域で孤立している人に対し、顔見知りの関係、気軽に声かけのできる関係をつくっていくことが求められます。

### 【取組の方向性】

- ◆近所同士が協力できる仕組みの研究。

### 【具体的な取組】

- ◇支援を要する人と近隣の支援できる人とを仲介する仕組みづくりの研究。（健康対策課・福祉課）

#### [取組例]

- ・近隣同士のコミュニケーションの構築が一番大切なので、あいさつ運動に取り組みます。（あいさつは、コミュニケーションの第一歩）
- ・社会福祉協議会のボランティア事業等に組んでの仕組みづくりの検討。
- ・地域福祉を推進するため、地域でのつながりの核となる人材の発掘と養成を図ります。
- ・お金を支払ってするほどのことではない、ちょっとしたお手伝いをする仕組みを検討します。

- ◇元気な高齢者が、支援を要する人を支援する仕組みづくり。（健康対策課・福祉課）

#### [取組例]

- ・老人クラブの補助事業として支援を要する人への支援事業を検討します。
- ・シルバーボランティア組織の立ち上げの検討。

## 3. 支援を要する人の社会参加の促進

福祉サービスの整備や団体の取組により、支援を要する人の社会参加が進んでいますが、社会参加をさらに積極的に進めるためには、当事者が外出しやすい環境を整備するとともに、社会参加の際に地域住民と触れ合うなど、一緒に活動できるよう理解を深める必要があります。

また、福祉サービスに関する情報以外にも、支援を要する人が必要としている広い圏域での情報の提供を進めるとともに、一般の情報でも、支援を要する人と他の住民との間に格差が生じないように配慮することが必要です。

### （１）外出しやすい環境整備

#### 【考え方】

高齢者や障がい者が地域で生活する上で大切なことの１つに、バリアフリーなどが課題としてあげられます。また、地域住民の理解や協力も多くの方が大切なものとして考えています。ハード面の整備はもちろん支援を要する人が感じているバリアーの除去が必要です。

また、行動範囲を広げ、社会参加や健康づくりを進めるために、移動手段の確保等も大切です。

### 【取組の方向性】

- ◆道路や公共施設のバリアフリー化の推進。
- ◆市民の移動手段の確保。

### 【具体的な取組】

◇計画的なバリアフリー化の推進。(地域整備課・総務課・健康対策課・福祉課・各施設担当課)

#### [取組例]

- ・自歩道などの計画的な整備
- ・道路、公共施設の段差の解消や歩きやすい道路整備の推進。
- ・事故の起こりやすい危険箇所に標識設置の推進。
- ・公共施設のバリアフリー化の推進。
- ・手話通訳、要約筆記等のコミュニケーション支援、情報バリアフリー化に取り組みます。
- ・バス運行、形態など市民の移動手段のあり方について交通弱者への配慮に取り組みます。
- ・積雪時の円滑な移動手段の確保。

## (2) 支援を要する人への理解の促進

### 【考え方】

世代間交流や障がい者との交流などに対して市民の意識啓発に努めるとともに、学校教育において、早期からの人権教育・福祉教育の実施が大切です。

また、平成28年4月1日に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)が施行されたため、障がい者に対する差別の解消に向けた啓発・教育の一層の推進が必要となります。

日常生活を通じた交流が増えることにより、より自然な形で思いやりの気持ちが育まれると考えられることから、誰でもが気兼ねなく参加できるような地域住民との交流を促進するとともに、「明るいまちづくり懇談会」などを通しての市民の意識啓発の場を大切にしていきます。

### 【取組の方向性】

- ◆催しや教育を通じて、啓発を推進していきます。
- ◆支援を要する人と地域住民との交流の促進に取り組みます。

### 【具体的な取組】

◇人権教育・福祉教育の充実。(教育委員会)

[取組例]

- ・「明るいまちづくり懇談会」「ひまわりセミナー」などの開催を通じての啓発の推進を図ります。
- ・町内小中学校と養護学校、福祉施設等との交流教育を推進します。

◇交流事業や交流の場所づくりに取り組みます。(総務課・企画課・福祉課)

[取組例]

- ・保育所での世代間交流事業の実践。
- ・小規模作業所\*と地域住民との交流を促進。
- ・溝口駅前に整備された交流施設の有効活用。

※小規模作業所

一般の企業等で働くことが困難な障がいのある人の働く場や活動の場として、障がいのある人、親、ボランティアを始めとする関係者の共同の事業として、地域の中で運営されている。

伯耆町内には、「伯耆みらい」と「ゆめ工房」がある。

◇小規模作業所、シルバー人材センター等福祉的就労の確保と支援。(企画課・福祉課・各イベント担当課)

[取組例]

- ・小規模作業所やシルバー人材センターの運営への支援。
- ・小規模作業所の販売事業への協力。
- ・溝口駅前の店舗の有効活用を図り、就労と交流の場の設置。

### (3) 当事者\*間のつながりの支援

#### 【考え方】

現在、本町内には身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会などの当事者団体が交流を深め、それぞれの抱えている生活課題について、互いに連携をとって解決を目指し活動しています。

こうした当事者団体は、支援を要する人の生活に関する情報の入手や社会参加に大きな役割を果たしていることから、団体に対しての支援とともに、同じような生活課題を抱えながら、当事者団体とのつながりを持たずにいる人々への支援も必要といえます。

#### 【取組の方向性】

- ◆当事者団体への支援。
- ◆当事者団体へ加入する機会の提供。

### 【具体的な取組】

◇高齢者、障がい者等の団体の運営支援。（健康対策課・福祉課）

[取組例]

- ・各団体への情報提供などの支援を行います。

※この計画でいう「当事者」とは、障がい者本人やその家族等、生活課題に直面している人を指します。「当事者団体」とは、同じ生活課題を持つ人々で組織されている団体のことで、親睦を深めるだけでなく、お互いの悩みや心配ごとを共有して、助け合い励まし合ったり、情報交換をする中で、自分たちの問題解決に必要な課題の把握・整理や解決のための取組を行ったりしています。

### （４）生活情報の提供

#### 【考え方】

福祉サービスに関する情報は、町の広報紙やパンフレット、各種窓口等で提供されていますが、その他にも障がい者や高齢者でも利用しやすい施設情報や、高齢者を狙った犯罪に関する情報などを求める声もあります。こうした、支援を要する人に伝えるべき生活情報については、行政・地域の双方で提供していく必要があります。

また、支援を要する人と他の住民との間で、情報入手のしやすさが異なる場合には、情報格差につながらないような配慮が必要であり、特に重要な情報や、入手手段の確保について、支援していくことが望ましいといえます。

#### 【取組の方向性】

- ◆IT※（アイ・ティー）能力の向上支援。
- ◆防犯、防災に関して、わかりやすい情報提供。

※IT（アイ・ティー）

情報、通信の工学及びその社会的応用技術の総称。英語の Information Technology の略称。

ほぼ同義語として情報通信技術（Information and Communication(s) Technology）、略称 ICT（アイ・ツァー・ティー）も用いられる事がある。

### 【具体的な取組】

◇生涯学習推進の取組として、IT講座の実施。（教育委員会）

[取組例]

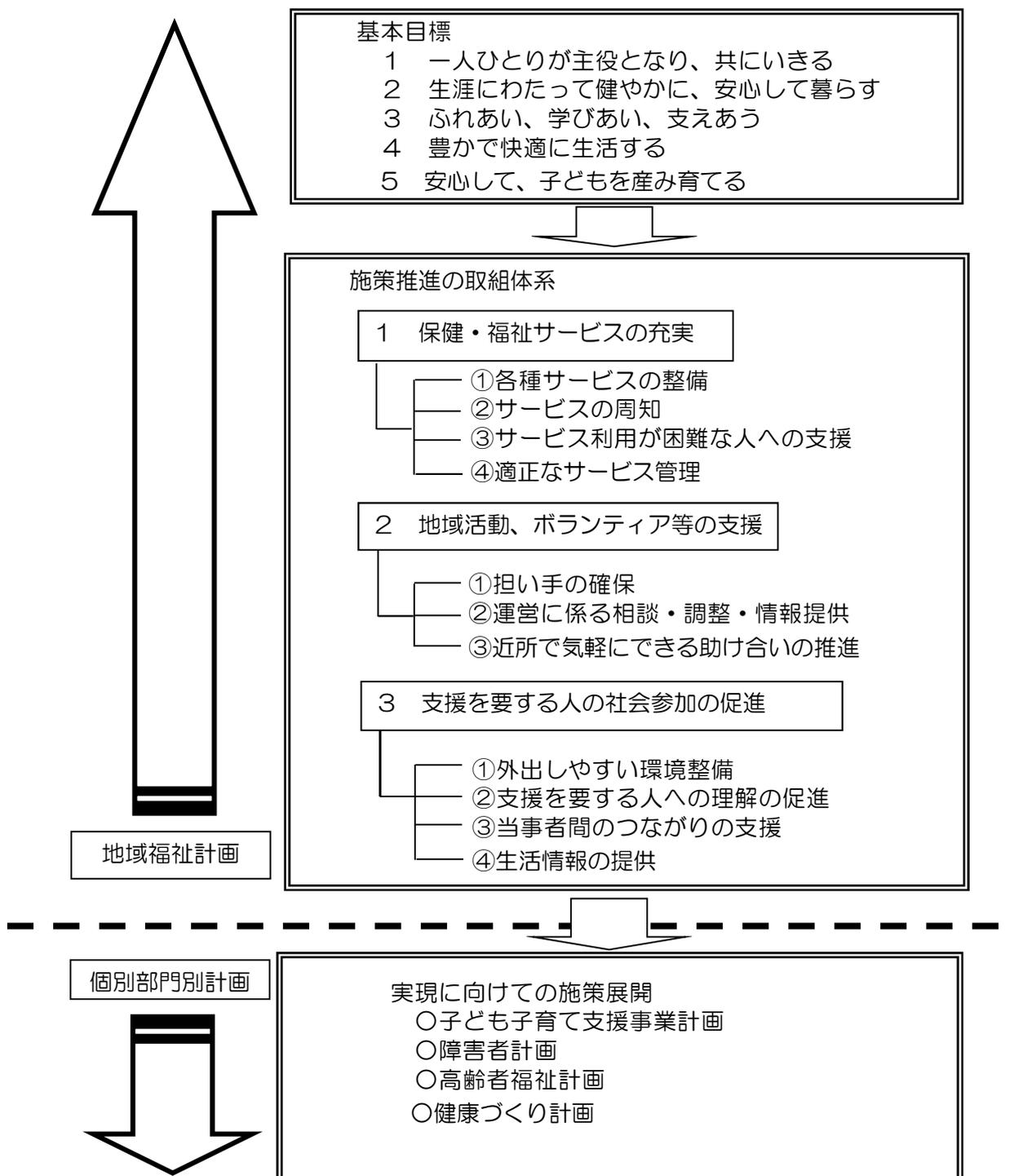
- ・公民館事業で高齢者などを対象にしたパソコン講座の実施。

◇防犯、防災に関する情報の提供、出前講座等での注意喚起。（総務課・住民課）

[取組例]

- 高齢者を狙った犯罪の防止などについて、関係機関と連携して出前講座等の開催。
- 特殊詐欺等の被害防止に向けて、関係機関と連携して啓発活動を実施。
- ケーブルテレビなどを活用しての注意喚起や啓発。

施策推進の展開図



## 第4節 個別課題への対応

地域に住む支援を要する人を支え、その社会参加を促す取組については、基本的には前節や、それぞれ個別部門の計画に基づき推進していくこととなりますが、個別の課題についてもどのように取り組むのかを明確にした方がわかりやすく、より取組を進めやすいことから、本節では地域住民と連携して対応すべきものや特に掲げた方がよいものについて、対策を具体的に示すこととします。

### 1. 高齢者の安否確認

#### 【現状と課題】

高齢化が進む中で、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみで構成される世帯が増えてきており、中には日常生活や健康状態、非常時の対応に不安のある世帯もあります。

本町では、ひとり暮らしの高齢者宅に有事の際の「緊急通報システム」を設置し、円滑な連絡体制の構築を図っています。

また、定期的な訪問時の会話などを通じて、最近の生活状況や健康上の変化を把握し、事故を未然に防いだり、緊急事態を早期に発見したりすることができることから、民生委員が担当地区の高齢者の見守りを行ったり、社会福祉協議会が実施している友愛訪問や、配食ボランティア等様々な地域住民が見守りを行っています。

しかし、高齢者の中には「人の世話になりたくない」「干渉しないでほしい」と考える人もいます。そうした高齢者をどのように地域で見守っていくかが課題になります。また、高齢者虐待については、その対応方法を体系化するなどの検討が求められています。

今後、さらに進む高齢化を踏まえ、安否確認・見守りへの参加者の拡大や、無理なく効率的に見守りを行うための工夫や仕組みが必要になってきます。

#### 【具体的な取組】

◇地域での見守り活動を支援するための情報の提供と地域の見守り活動の組織化の検討。(健康対策課・福祉課)

##### [取組例]

- ・地域包括支援センターが、民生委員等と連携しながら、ひとり暮らし高齢者の生活上の不安や相談への対応を行います。
- ・自治会や社会福祉協議会と連携して見守り対象者の情報を共有する方法や、また関わりを拒む人に対する対策を他市町村の実践例などを調査し効果的な方法の研究を行います。
- ・老人クラブの事業の中に、見守りに関する事業を組入れ、元気な高齢者が支援を要する高齢者を見守るなどの事業の検討を行います。

## 2. 高齢者の閉じこもり対策

### 【現状と課題】

高齢になると、病気になったり足腰が弱ったり、ちょっとしたことで家に閉じこもりがちになります。こうした高齢者の閉じこもりは「寝たきり」や「認知症」へと移行していくこともあります。また、ひとり暮らしの場合には、誰にも看取られずに亡くなる「孤独死」の心配も出てきます。

現在、各地域には老人クラブがあり、様々な活動や行事を通して交流をしています。こうした活動を、さらに積極的に支援し、高齢者が外出しやすい環境づくりに努める必要があります。

また、虚弱な高齢者の閉じこもり対策として、歩いて気軽に立ち寄れる「ふれあいサロン」のような居場所づくりも求められているといえます。

### 【具体的な取組】

◇地域の行事や活動に高齢者の参加を増加させるため、主催する団体への支援を行います。（企画課・健康対策課・福祉課）

#### [取組例]

- ・団体の行事の開催情報などの広報への協力をします。
- ・行事等へ的高齢者の参加を増やす工夫を検討します。
- ・町が行う健康診査の受診の個別勧奨を行うなど外出のきっかけをつくります。

◇身近な地域に気軽に立ち寄ることができる場づくりに努めます。（総務課・企画課・福祉課・教育委員会）

#### [取組例]

- ・老人福祉センターの開放や効率的な運営を進めます。
- ・空き家を利用するなど地域でのサロン活動への支援の検討。
- ・公民館、福祉センター等の利用の促進。

◇施設のバリアフリー化等、外出しやすい環境づくりに努めます。（地域整備課・各施設担当課）

#### [取組例]

- ・公共施設のバリアフリー化などの推進。

## 3. 介護予防対策

### 【現状と課題】

高齢者人口の増加に伴い、今後、介護を必要とする人がますます増加することが予想されます。

介護予防には、若い世代からの予防的な取組みと、生活機能の低下が軽度な段階から、ポイントを捉えて集中的に予防対策を行うことが重要です。

このため、保健・医療・福祉の連携により、一人ひとりの健康意識を高め、健康の自己管理と生活習慣病の予防・改善など、健康づくりを支援するとともに、高齢期になってからも要介護状態にならないよう予防に取り組んでいく必要があります。

### 【具体的な取組】

◇介護予防に向けた支援が必要な高齢者の早期把握に努めます。(健康対策課・福祉課)

[取組例]

- ・地域包括支援センターが中核となり、主治医、社会福祉協議会や民生委員等と連携を図りながら対象者の早期把握に努めます。
- ・訪問やアンケート調査等により、高齢者の心身の状態や生活実態の把握に努めます。

◇健康づくりへの積極的・自発的な取り組みや、生活習慣病予防、健康維持のための身体活動・運動を推進します。(健康対策課)

[取組例]

- ・健康づくりへの意識の啓発や知識の普及、情報の提供に努めます。
- ・日常生活における生活習慣病予防に係る健康教育や健康診査等の事業を推進します。
- ・身体を動かすきっかけづくりや運動しやすい環境づくりを推進します。

◇生活機能の維持・向上や日常生活の充実と自立への支援を目的とした介護予防の取り組みの充実を推進します。(健康対策課・福祉課)

[取組例]

- ・介護予防に関する学習機会の拡充を図ります。
- ・生活機能の維持・向上を目的とした介護予防サービスや教室の充実を図るとともに、「生活支援コーディネーター」の配置を通じて、地域のサロン活動等の介護予防の取り組みを支援します。
- ・高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進します。
- ・地域で活躍する介護支援ボランティアの養成を行ないます。

## 4. 認知症ケア対策の推進

### 【現状と課題】

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者も増加していることから、これらの高齢者が人権

を尊重されながら穏やかな生活をおくり、また家族も安心して介護ができる支援体制が求められています。

認知症の早期発見、早期対応に努めるために、相談体制の整備やかかりつけ医との連携を図ることが必要です。

特に、徘徊する高齢者を探す場合、家族だけでは限界があるため、地域の住民や関係機関が日頃から情報を共有して当人を探す実践的な仕組みづくりが必要です。

また、認知症高齢者を支える家族の中には、家族だけで悩みを抱えている場合もあるので気兼ねなく相談でき、専門機関につなぐ体制の充実も必要です。

さらに、認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らしていくために認知症の人と家族を応援する体制を充実することも必要です。

### 【具体的な取組】

◇認知症ケア対策の取組を進めます。(健康対策課)

[取組例]

- ・認知症の早期発見、早期対応によって地域で安心して暮らせるよう、認知症サポーター養成と認知症相談等の場の拡大に努めます。
- ・南部箕蚊屋広域連合と連携を図りながら、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」の充実を図り、早期診断、早期対応に向けた支援体制の構築を図るとともに、「認知症地域支援推進員」の配置を通じて、認知症の人の家族に対する支援の推進や、認知症ケアに携わる多職種協働研修などを実施します。

◇徘徊する高齢者を地域全体で探すことができるシステムづくりに努めます。(健康対策課)

[取組例]

- ・認知症等で行方不明になるおそれのある人の情報を事前登録いただくことで、早期発見・保護につなげる「認知症情報事前登録制度」の導入を進めます。
- ・認知症で行方不明となった高齢者の搜索模擬訓練を実施し、地域全体での見守り体制・搜索体制の構築に取り組みます。

◇対応窓口の周知と充実を図ります。(健康対策課)

- ・警察、地域包括支援センター等関係機関との連携強化。

## 5. 障がい者の自立支援と障がい者家庭への支援

### 【現状と課題】

障がいのある人が、安心して暮らせる地域にするためには、障がい者のニーズに即し

たケアマネジメントを行いながら、地域生活支援や就労支援を充実していくことが必要です。

福祉サービスや生活環境の整備により、障がい者の社会参加は一定程度進んでいますが、一方で、障がいが高く日常生活を営むうえで常時介護を必要とする人も少なくなく、家族の介護負担をいかに軽減していくのかも課題となっています。

本町では、ホームヘルプやショートステイ、デイサービス等の在宅福祉サービスの提供や、相談業務の充実に努めてきました。

しかし、家族の緊急時の介護の問題等、行政のサービスだけでは対応が困難な生活課題もあり、これらの人々のより一層の自立と自己実現を促進するためには、ボランティアや隣近所の住民の支えも不可欠であるといえます。

また、障害を理由とする差別の解消を推進し、それによりすべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、平成 28 年 4 月 1 日に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行されました。今後、障がい者に対する差別解消に向けてより一層の啓発を実施することが充当となります。

#### 【具体的な取組】

◇地域で暮らすことを希望している施設入所者や社会的入院をしている障がい者の地域での生活を支援する取組を進めます。（福祉課）

[取組例]

- ・障がい者の地域生活を支援する取組を進めます。

◇障がいを抱えた人の地域での充実した生活を支援するため、就労の場と住まいの確保に取り組みを進めます。（福祉課）

[取組例]

- ・関係機関と連携して、障がい者の就労支援を推進します。
- ・障がい者の住まいの確保のために必要な支援や社会資源の充実に努めます。

◇障がい者を支えるボランティア組織などを検討し、ボランティアの増加に取り組みます。（健康対策課・福祉課）

[取組例]

- ・ボランティアのネットワークの構築。

◇近隣の住民が障がい者の家庭を支援する仕組みづくりに取り組みます。（福祉課）

[取組例]

- ・隣近所の住民のつながりのあり方について、とりわけ支援を要する人との関わり

合いについて検討します。

◇障害者に対する差別の解消に向けて、啓発活動に重点的に取り組みます。(福祉課・教育委員会)

[取組例]

- ・町報や町ホームページを活用した啓発に取り組みます。

## 6. 災害時に配慮を要する人への対策

### 【現状と課題】

近年の風水害や地震災害を見ると、犠牲者の多くを高齢者など災害時において避難行動や避難所での生活に支障がある災害時要援護者が占めている現状にあります。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、要援護者の把握や安全な場所への誘導・受入体制、避難所における認知症高齢者や障がい者への対応等の課題が明らかになりました。

災害が発生した際に被害を最小限に抑えるためには、まず地域に暮らす人々が互いに協力し合うことが最も効果的で、災害発生時の混乱の中でも、自主避難が困難な人々への対応が速やかに行われるよう、地域ぐるみの防災体制づくりが求められます。そのためには、日頃からの心の通った近所付き合いと災害時にきめ細かな支援ができるような仕組みが必要です。

### 【具体的な取組】

◇地域の中で配慮を要する人の把握を支援するとともに、安否確認や避難の仕組みを構築します。(総務課・健康対策課・福祉課・住民課)

[取組例]

- ・災害時要援護者の名簿登録を推進するとともに、警察、消防、集落(自主防災組織)、民生・児童委員等が情報を共有する取組を進めます。
- ・防災訓練等の取組を推進することによって、災害時等の支援体制の強化を図ります。
- ・普段から近隣の住民や民生委員と連携するなど、災害時に配慮を要する人を地域で支える仕組みづくりに取り組みます。

◇災害時の情報弱者への対応の検討。(総務課・企画課・健康対策課・福祉課)

[取組例]

- ・携帯メールの利用や音声・文字双方による避難情報等の提供・伝達方法の研究。
- ・災害時のコミュニケーション方法について検討し、マニュアル作成に取り組みます。

◇避難所の対応の充実に努めます。(総務課・健康対策課・福祉課)

[取組例]

- ・配慮を要する人に対して、災害時においてもきめ細やかな対応ができるよう、避難先におけるサービス提供に係るマニュアルを作成します。

◇地域住民一人ひとりの防災力の強化を図ります。(総務課)

[取組例]

- ・防災についての啓発や研修、要援護者の対応も念頭に入れた訓練の実施。
- ・自主防災組織や、自治会との連携を強め、地域での取組の強化。

## 7. 地域での子育て

### 【現状と課題】

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、子育てに不安や悩みを抱えた保護者が増えたり、子ども同士や異世代間の交流が減少したりしています。

このため、子育て中の親が必要な情報を得られる場や、子どもたちが多様な活動を経験しながら、いろいろな人と交流できるような条件整備が必要といえます。

こうした親への情報提供や子どもの育成については、子育て世代や教育機関のみが取組むということではなく、地域住民の多くが関わりあいながら進めることが望ましく、それが地域の教育力の向上にもつながると考えられます。

本町では「青少年育成伯耆町民会議」が組織され、関係団体が連携して青少年の健やかな成長を図る事業に取り組んでいますが、より多くの町民の参画を得て、地域ぐるみの子育てを進めていくことが大切です。

### 【具体的な取組】

◇親同士の情報交換の場、子育て学習の場を提供し育児力の向上に取り組めます。

(健康対策課・福祉課)

[取組例]

- ・マタニティー教室や離乳食教室、乳幼児健診を通じ、親の子育てに関する知識の習得と不安の解消を支援するとともに、その機会を仲間づくりの場としていきます。
- ・子育てパパの応援事業に取り組めます。
- ・子育ての一番の協力者であり、頼れる存在である祖父母世代の方に安心して子育てに加わっていただくための取組を進めます。

◇学校外活動の支援や活動を支える人材の育成に取り組めます。(教育委員会)

[取組例]

- ・PTA、青少年健全育成団体の活動の活性化への支援。
- ・子ども会、スポーツ少年団等の指導者の講習会などの実施。
- ・放課後の子どもの健全な育成に取り組みます。

◇より多くの町民が、地域での子育て支援事業に参加するための取組の強化。(健康対策課・福祉課・教育委員会)

[取組例]

- ・学校の情報を地域へ発信し、子どもへの関心を高めます。
- ・育児サークルや子育て支援センター等が実施する行事を通じて、親と地域住民とのつながりを推進します。
- ・地域ぐるみの子育てについて、他地域の取組事例を地域の団体等に情報提供します。
- ・地域の高齢者、子育て中の保護者や乳幼児が身近な地域で気軽に立ち寄り、相談などのできる場づくりに取り組みます。

## 8. 子ども等の安全確保

### 【現状と課題】

日本は、世界でも有数の治安の良い国といわれていましたが、犯罪の発生件数は近年増加してきています。「自分だけは、大丈夫」と思っている、思わぬ犯罪に巻き込まれてしまうことも無いとはいえません。

また、子どもが標的とされた犯罪も珍しいことではなくなってきています。町内でも、実際に子どもに声をかける不審者情報もあり、子ども達の外出時の安全確保についての関心は高くなっています。

犯罪者に狙われにくい地域をつくるためには、街路灯の設置など環境整備と地域住民の行動が大切となります。子どもや住民同士が普段からあいさつなどで積極的に声をかけあい、隣近所のつながりの深い地域とすることが、犯罪への大きな抑止力になります。

そして、子ども達の生活は、遊びも学びも地域に密着しています。保護者や学校だけでは目の届かないところにも、地域が一体となって注意を払うことで、犯罪を未然に防ぐことができます。

町内でも、登下校の際にボランティアによる安全パトロールが行われていますが、こうした活動は、子どもの安全確保と共に異世代間の交流にもつながり、さらに取組を強化する必要があります。

### 【具体的な取組】

◇子どもを守るための環境整備に努めるとともに、見守りの輪を広げるなど、地域と

連携した犯罪予防機能の強化への取組。(教育委員会・地域整備課)

[取組例]

- ・子ども110番の家、子ども110番の車の配置などへ取り組みます。
- ・児童などの通学時間に合わせた買い物や散歩をするなど、地域住民ができる範囲で防犯に協力できるよう、啓発を行います。
- ・ボランティアによる学校安全パトロールの取組を強化します。
- ・小中学生に緊急用笛、ブザーの携帯を指導します。
- ・計画的に街路灯の設置を行います。
- ・ケータイやインターネットの使用に関するルールづくりを働きかけます。

◇学校や役場、警察、自治会、関係者等の情報交換に努めます。(総務課・教育委員会)

[取組例]

- ・地域、役場、警察との連絡体制の強化に取組むとともに、防災行政無線、ケーブルテレビなどを利用して、不審者情報の伝達や注意喚起に努めます。

## 9. 権利擁護への対応

### 【現状と課題】

地域で、安心して暮らし続けることは、すべての人の望みであり願いであります。しかしながら、その地域で暮らす権利が脅かされたり、侵害されたりする事案は少なくありません。特に虐待等の権利侵害事例が社会問題化する背景には、核家族化の進行、また高齢化の進行、介護の長期化や老老介護等にみられる経済的・心理的な負担の問題があります。

現状では、経済的・身体的虐待事案や悪質リフォームの消費者被害事案などがよくあり、法的な支援が必要な場合もあります。支援が必要な人の多くが、認知症や障がいを抱え、自らは虐待行為に抵抗できないことや世話になっている気兼ねなどから事実を第三者に知らせることができないことがあります。

このような背景を受けて、平成18年4月から高齢者虐待防止法が施行され、また、平成28年4月には障害者差別解消法が施行されましたが、権利侵害などに最も深刻な影響を受けるのは当事者であり、これは人間の自由と生存に対する重大な侵害であるといえます。これらの解決のため、行政、事業者、町民が協力してあたる必要があります。

権利擁護に対応する策として、日常生活自立支援事業や成年後見制度について十分な支援を行っていく必要があります。

### 【具体的な取組】

◇虐待や権利擁護への対応の強化(健康対策課・福祉課)

#### [取組例]

- 各相談機関と連携し、虐待の予防、及び虐待が発生したときの措置等必要な支援を行います。
- 虐待などの権利侵害についての正しい理解の普及を行うとともに、そうした事態が生じた場合の身柄の確保などの救済策がとれるような体制を構築します。
- 成年後見サポートセンター等と連携しながら日常生活自立支援事業、成年後見制度の周知及び利用支援に取り組みます。

## 10. 地域保健に関すること

### 【現状と課題】

少子化・高齢化の進展や医療技術の進歩等に伴い、疾病構造が大きく変化するとともに、健康に関する課題や市民の保健医療へのニーズにも変化がみられます。

人生80年が現実となっている今日では、単に「長く生きること」だけではなく、「より健康に長く生きること」が望まれるようになっていきます。

本町の平成28年の主要死因別死亡者数をみると、第1位は悪性新生物※、第2位は心疾患※、第3位は肺炎※となっており、いわゆる生活習慣病が上位を占めています。

同様な傾向として、40歳以上を対象にした健康診査の結果でも、高脂血症、高血圧、糖尿病などの生活習慣病の疑いのある方が多くなっています。食生活をはじめとした日頃の生活習慣の改善への取組が必要となっています。

また、安心して、子どもを産み育てるためには、母子保健への一貫した取組が求められます。これらの対策にも力を注ぐことも大切です。

最近子どもをめぐる社会環境の変化も著しく、育児不安や子どもへの虐待の増加も危惧されているところです。今後、これらに対するきめ細かい対応が必要です。

精神保健の分野では、近年は入院中心から地域ケアを中心とした社会復帰へと重点を移しつつあり、町もデイケアや通所施設への運営費の助成事業など行っています。

本町の医療機関の体制は、病院2か所、医院4か所、診療所1か所、歯科医院3か所など、かなり恵まれた基盤を有しています。こうした好条件の中で、市民の健康の保持・増進を推進するために医療機関との連携をさらに進めていく必要があります。

#### ※悪性新生物

がん、悪性腫瘍と呼ばれている。他の組織に浸潤、あるいは転移し、身体の各所で増大することで生命を脅かす腫瘍。

#### ※心疾患

心臓にまつわる病気の総称。虚血性心疾患（狭心症や心筋梗塞）をはじめ、心臓弁膜症や期外収縮、心筋症、心不全、心房細動、不整脈など。

## ※肺炎

細菌やウイルスなどの病原体が肺に入って感染し、肺に炎症が起こる病気。

### 【具体的な取組】

◇各ライフステージに対応した保健・医療サービスの提供に努めます。（健康対策課・福祉課）

[取組例]

- ・医療機関等との連携を強めながら、サービスの向上に取り組みます。

◇感染症対策への取組を強めます。（健康対策課）

[取組例]

- ・定期接種、高齢者インフルエンザワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチン、任意接種など、予防接種に関する正しい知識の啓発を行います。
- ・現在実施している予防接種の助成を引き続き実施し、接種率の向上に取り組みます。

◇健康教育、食生活改善への取組を強めます。（健康対策課）

[取組例]

- ・健康診査、健康運動教室など直接住民の方とのふれあいの機会を有効に活用し、健康教育を推進します。
- ・健康診査などにおいて認知症予防に関する取組を行います。
- ・食生活改善推進協議会の活動を支援し、生活習慣病予防のための食生活の普及に努めます。

◇精神障がい者の地域生活支援（健康対策課・福祉課）

[取組例]

- ・精神障がい者とその家族が地域で安定した生活を送るための相談や訪問指導と支援事業を充実させます。また、患者家族会の活動の支援を行います。
- ・精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るためデイケア事業の充実と小規模作業所などの運営の支援を行います。

## 11. 生活困窮者への対応

### 【現状と課題】

全国的生活保護受給者数は平成29年2月現在で214万人となっており、平成27年3月をピークに減少に転じましたが、ほぼ横ばいであり史上最高の水準を維持しています。世帯数は164万世帯であり、平成4年以降は増加を続けています。特に、高齢

者世帯の増加が著しく、高齢者以外の世帯は減少しています。

このような状況の中で、生活困窮者自立支援法が平成 27 年 4 月に施行され、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を実施することとなりました。新たな生活困窮者自立支援制度により、福祉事務所設置自治体は、新たに生活困窮者への対応を行う相談窓口を設置することとされました。

伯耆町では、平成 27 年 4 月より伯耆町社会福祉協議会に委託し、生活困窮者自立支援事業による相談窓口を町社協内に設置しました。生活困窮者に対する支援を適切に実施するため、困窮者の把握や支援の実施のための連携体制を構築する必要があります。

### 【具体的な取組】

#### ◇生活困窮者への対応の強化（福祉課）

##### [取組例]

- 債権管理調整会議の中で生活困窮者が発生した際に自立支援相談へつなぐため体制を構築します。
- 生活困窮者への支援を実施する際に、必要な社会資源を速やかに利用できるよう連携体制の構築に取り組みます。
- 伯耆町社会福祉協議会と協力して潜在的な生活困窮者に対して制度の周知に取り組みます。

## 第5章 計画の推進に向けて

### 第1節 計画の推進と役割分担

地域福祉活動推進の主役は、地域に生活している住民自身です。そして、誰でもが福祉サービスの提供者ですし、受け手になることも考えられます。

住み慣れた地域で助け合い、支え合う地域社会を実現するためには、住民、事業者（保健、医療、福祉団体）、行政などが協働して取組を進めていくことが必要です。本計画は、地域福祉を推進していくうえでの行政の役割を中心として構成していますが、それぞれが役割を果たしながら、協働の視点に立って、推進していくことが重要です。

#### 1. 推進のための役割分担

##### (1) 住民の役割

- 近隣の活動、自治会、ボランティア、NPO 法人などの活動への積極的な参加
- 地域における支え合い活動（「見守り」「話し合い」「助け合い」）への参加
- 地域での身近な問題の発見と解決
- 地域での福祉サービスのニーズの把握
- 福祉サービスのニーズの潜在化防止のために、日常的な仲間づくり、交流のための場づくり
- 自主的な防災体制の推進

##### (2) 事業者の役割（保健、医療、福祉団体）

- 保健、医療、福祉のネットワークへの参加及び総合的なサービス体制への参加
- 地域福祉活動への参加及び地域との交流
- サービスの質の向上及び事業内容の情報公開
- 相談機能の充実及び事業者段階の苦情処理の仕組みの整備
- 人材の育成、新たな事業の開発、事業への参入

##### (3) 行政の役割（社会福祉協議会と連携しながら）

- 社会福祉法人、ボランティア団体、NPO 法人等への支援
- 保健、医療、福祉ネットワークづくりの支援及び総合的なサービス提供体制の推進
- 総合相談体制の整備
- 福祉サービスの情報提供
- 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の周知及び利用支援
- 防災体制の整備と自主防災体制に対する支援
- 地域福祉を担う人材の発掘・育成
- 協働の推進

#### **(4) 社会福祉協議会との連携について**

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動推進の中核として位置付けられた、営利を目的としない団体です。社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への町民の参加、普及啓発など福祉事業の健全な発展を図るために必要な事業を実施し、地域に密着しながら地域福祉を推進しています。

平成 12 年の社会福祉法の改正では、地域福祉の推進が社会福祉の理念として規定されましたが、それとともに社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中心的な団体として、明確に位置付けられました。

これにより、行政と協働して地域福祉の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担うことが求められることとなりました。

本計画に盛り込まれた取組とともに伯耆町社会福祉協議会が策定されている「伯耆町地域福祉活動計画」と連携し、互いに協力して地域福祉を推進していくこととします。

## **2. 計画の推進と進行管理**

本計画の推進と進行管理については、本計画策定委員の皆さんの協力を得て、計画推進確認・評価機関を設置し定期的な推進状況の確認や課題の整理を行います。

また、庁内や関係機関との推進・連絡調整会議を必要に応じて開催し、地域福祉推進に向けて、定期的に情報交換を行うこととします。

第 3 期 伯 耆 町 地 域 福 祉 計 画

期 間 平成29年度～平成33年度

発 行 伯耆町福祉課

〒689-4133

鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3

電 話 0859-68-5534

FAX 0859-68-3866